

第2期 京都文化芸術都市創生計画 (案)

京都市

世界文化自由都市宣言

宣言

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

昭和 53 年 10 月 15 日
京都市

この宣言は当時、非常に画期的な内容を持っていましたが、30年以上経った今も、そして今こそ、これから京都の未来、文化政策を考えるうえで必要なことが示されています。

本市の文化行政は、大きな転換期を迎えていました。文化庁の京都への全面的移転方針の決定、そして4年後に迫った2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催とそれ以後の展開など、まさに「京都を世界文化交流の中心にすえるべき」ときが来ました。

常に世界を意識し、新たな文化を創造しなければなりません。

「世界文化自由都市宣言」をたえず念頭に置いて、本計画を策定、推進します。

目 次

第1章 第2期京都文化芸術都市創生計画の背景と位置付け

1 計画の背景	3
2 京都の文化芸術を取り巻く状況	8
3 計画の位置付けと計画期間	12

第2章 第2期京都文化芸術都市創生計画の内容

1 計画の方向性	16
2 計画の構成	17
3 計画の四つの方向性と施策	18
(1) 暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む	18
(2) 多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる	24
(3) 京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸にあらゆる政策分野との融合により、 新たな価値を創造する	28
【本市の文化芸術を支える主な拠点等の現状と今後の方向性】	34
(4) 様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する	43

第3章 推進方法

1 推進するうえでの役割	48
2 関係機関との連携及び府内の連携	49
3 計画の取組の評価・点検等	49

参考資料

1 施策一覧	54
2 京都市文化政策・戦後の歴史	61
3 第1期京都文化芸術都市創生計画の後半期（平成24－28年度）の取組と成果	63
4 京都文化芸術都市創生条例	66
5 京都文化芸術都市創生審議会委員及び政策部会委員	69
6 計画策定までの経過	70

第1章

第2期京都文化芸術都市創生計画の背景と位置付け

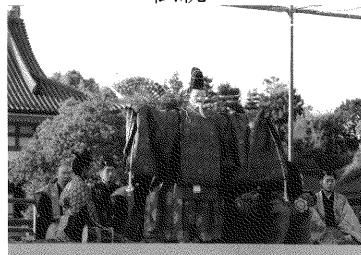
1 計画の背景

(1) 京都における文化芸術の継承と創造

京都は、山紫水明の豊かな自然に恵まれ、1200年を超える悠久の歴史の中で、優れた文化芸術¹を生み出し、洗練させながら、これを重層的に蓄積してきました。日々の暮らしの営みを大切にしながら、外からの刺激を受け入れ、咀嚼し、絶えず新たな文化を創造し続けてきた、世界にも類を見ない都市です。

先駆的な文化芸術の創造と練磨、熟成、そして継承を繰り返してきた京都の文化芸術は、人々の暮らしの中に息づき、芸術家たちの挑戦と努力、文化芸術に対する市民の深い愛着と理解、その創造と蓄積を支える高い見識と誇りによって培われてきました。寺院、神社や庭園などの文化財や、数多くの町家などはもとより、暮らし全体を包む文化的景観²の中に張り巡らされた美意識、感性は、「京都らしさ」として、この都市を形づくる重要な要素となっています。今、私たちはこの京都らしい文化的景観——目に見えるものだけでなく、音、香りなど、五感で受け止める立体的な景観——を継承し、その上に創造を続けていく必要があります。

伝統



京都薪能 観世流能「翁」井上裕久
(ウシマド写真工房撮影)

現代



「NEW INCUBATION 8 伊藤隆介×中田有美
『ジオラマとパノラマ——Diverting Realities』」2016年

(2) 文化芸術の持つ力

文化芸術は、人類全体の社会的財産であり、また、創造的な経済活動を促進するものです。国における「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」にも、文化芸術資源で未来をつくり、「文化芸術立国」を目指すことが示されています。

文化芸術は、広く人々や社会に影響を与え、深く大きな波及効果を生み出すものであり、以下のような力を持つと考えられます。

- ① 心の豊かさや活力、創造力の源泉となる。
- ② 他者と共に感し合う心を通じて意思疎通を密にし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成する。
- ③ 子ども・若者、高齢者、障害者、在留外国人等、それぞれの持つ力を最大限に引き出し、社会への参加の機会を開く。
- ④ 地域固有の特性を生み出すことにより地域への愛着を一層強め、地域住民の誇りとなる。
- ⑤ 文化芸術が他の様々な産業、教育と結び付くことにより、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現し、成熟した都市文化を更に発展させる。
- ⑥ 文化の多様性が維持されることで、世界平和の礎となる。

近年、文化芸術が生み出す雇用や観光収入が評価されはじめると、文化的要素と実用的観点を結び付けた製品やサービスは付加価値の源として認識され、文化産業に大きなポテンシャルがあることもよく認識されるようになってきました。

また、文化芸術が生み出す社会への波及効果を、教育、福祉、まちづくり、産業等、幅広い政策分野との関連性を念頭に置き、文化芸術を広く捉えた施策の展開が必要とされています。

京都はこれまでも、このような力をもたらす文化芸術の厚い蓄積を持った世界的な都市として知られてきましたが、文化庁の全面的移転の方針などが決定されたことを受けて、今一度、活力ある京都のまちづくりに文化芸術の力を活かすことが求められています。

(3) 最近の京都市文化政策の取組

京都市は、本計画の冒頭に掲げた「世界文化自由都市宣言」（昭和53年）を世界に向けて宣言し、都市としての理想像を示しました。以降、市政の基礎となる京都市基本構想、京都市基本計画は、この宣言のもとに策定しています。

文化政策の領域では、平成18年に、京都の優れた文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し、京都を新たな魅力に満ち溢れた世界的な文化芸術都市として創生することを目指して「京都文化芸術都市創生条例」（以下、「創生条例」という）を施行しました。また同年、「国家戦略としての京都創生」という観点から、京都市の今後の方針や国への要望、提案を取りまとめ、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」³を策定しました。

その翌年、平成19年には、「創生条例」に基づき、平成29年3月までの10年間を対象期間とする「京都文化芸術都市創生計画」（以下「創生計画」という）を策定しました。10年間にわたり、「創生計画」に掲げた各施策を着実に進め、「暮らしの中に文化芸術がいきいきと息づき、人々の豊かな感性が育まれるとともに、そこで生まれる活力やにぎわいがまちの活性化につながることを目指して、文化芸術とまちづくりを一本化させた取組を促進」してきたことで、文化芸術都市・京都の創生に向けて大きな前進が見られました。

そして、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック等の開催決定を契機に、「京都文化芸術都市創生計画」を補強するものとして、特に強力に推進すべき具体的な事業を取りまとめた「京都文化芸術プログラム2020」を平成27年2月に策定しました。

さらに、平成28年3月には、オール京都で要望していた文化庁の京都への全面的移転方針が決定しました。文化行政の中枢組織が京都に移転することにより、日本の文化行政の大きな転換点となり、文化庁の機能が拡充され、京都、関西から全国へ文化芸術の力による地方創生が進むことが期待されます。これを受け、「京都文化芸術プログラム2020」を「京都文化芸術プログラム2020+」にバージョンアップし、文化芸術によるまちづくりにより一層強力に取り組むこととしました。

（参考）【京都文化芸術プログラム2020+（プラス）について】

（※□が「同プログラム2020+」の追加項目）

- 最上位の方針 京都から地方創生を実現～文化芸術の力で日本を元気に～
- 四つの方針 1 次の世代の担い手育成
2 今に息付く文化を守り、活かし、創造する
3 京都の魅力発信
4 国内外との連携
- 八つの視点 育てる 果たす 知る 守る 活かす 広める 集う つなぐ
- 12の重要事業
 - ① 学校教育をはじめ、あらゆる機会を通じた伝統的な文化芸術に触れる取組〔育てる・知る〕
 - ② 日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する創造環境の整備〔育てる・集う〕
 - ③ 国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の創設とそれに向けた先駆的取組の実施〔育てる・果たす〕
 - ④ 「地域に根差した暮らしの文化⁴」を通じたまちづくりの推進〔知る〕
 - ⑤ 「京都・和の文化体験の日」の実施など若者を対象とした伝統的な文化芸術に触れる機会の創出〔知る・活かす〕
 - ⑥ 京都市指定・登録文化財の公開に向けた大規模な改修を推進するなど「未来へつなぐ歴史的建造物等計画的修理事業」の実施〔果たす・守る〕
 - ⑦ 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度の推進と、「日本遺産制度」の活用による奥深い魅力の再認識と発信〔守る・活かす〕
 - ⑧ 文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売するWEBシステムの構築〔広める〕
 - ⑨ 「東京オリンピック・パラリンピック」等を契機とした国際的な祭典の開催〔広める・集う〕
 - ⑩ 市民、NPO、企業、大学、文化芸術団体等との連携や支援による様々な文化芸術活動の展開〔集う〕
 - ⑪ アーティスト・イン・レジデンス⁵の強化など世界のアーティストが集まる文化芸術のハブを目指した環境整備〔集う〕
- ⑫ 文化庁移転方針決定を受けた京都として日本の文化芸術・ものづくり等の振興〔果たす、活かす、広める、つなぐ〕

(4) 第1期京都文化芸術都市創生計画の取組と成果（詳細については参考資料のP61を参照）

創生計画は、「文化芸術によるまちづくり」を中心的な理念としており、計画前半期（平成18－23年度）においては「五つの京都先行プロジェクト」に掲げた事業に重点的に取り組み、計画後半期（平成24－28年度）においては、その理念を継承したうえで、三つの重要施策群のもと、9施策に取り組みました。

【計画前半期（平成18－23年度）の主な取組と成果】

ア 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

- (ア) 伝統芸能文化の更なる創生に向けた先駆的取組の開始
- (イ) 京都文化祭典、京の華舞台等の取組

イ 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

- (ア) 元立誠小学校を拠点とした文化芸術による地域のまちづくり

ウ 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

- (ア) 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」等の取組
- (イ) 子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり

エ 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成

- (ア) 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援

オ 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり

- (ア) 京都市キャンパス文化パートナーズ制度の創設



京都芸術センター

これらの取組のほか、新景観政策の推進、「源氏物語千年紀記念」事業の開催と「古典の日」の法制化、国民文化祭・京都2011の実施、「京都祇園祭の山鉾行事」のユネスコ無形文化遺産登録、京都市文化財マネージャー（建造物）制度の創設等に取り組みました。

【計画後半期（平成24－28年度）の主な取組と成果】

ア 重要施策群1：継承と創造に関する人材の育成等

- (ア) 伝統芸能文化の更なる創生に向けた先駆的取組

京都の貴重な伝統芸能文化を、現代に息づくものとして広く発信し、将来に継承する拠点施設「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）」の誘致を目指し、センターのイメージを明らかにするモデル事業「五感で感じる和の文化事業」において、創作公演、レクチャー等を開催し、京都における伝統芸能の集積を活かした事業を展開しました。

- (イ) 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

京都芸術センターは、京都市の文化芸術振興の拠点施設として、幅広い分野の若い芸術家の活動を支援し、多くの芸術家を輩出しました。

- (ウ) 学校教育をはじめ、あらゆる機会を通じた伝統的な文化芸術に触れる取組

京都の優れた芸術家を小学校等に派遣する「ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業」を実施し、年間約20箇所を訪問しました。

また、平成27年度からは、伝統的な文化芸術の分野の講義数を増やし、平成28年度からは、伝統芸能の公演鑑賞事業を実施し、子どもたちが伝統的な文化芸術に触れる機会を充実しました。

イ 重要施策群2：創造環境の整備

(ア) 京都会館の創造・発表拠点としての再整備

昭和35年に建設された京都会館を再整備し、ロームシアター京都としてリニューアルオープンしました。劇場文化の拠点として、その魅力と感動を多くの方に実感いただけるよう、オープニング事業を開館後1年間にわたって実施しました。

また、京都市美術館の再整備への着手、京都市立芸術大学の移転推進など、更なる文化施設の環境整備を進めています。

(イ) 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実

同センターが培ってきた事業アーカイブや人的ネットワークを活用し、情報の収集、発信機能を充実しました。

また、京都で文化芸術を支える専門家のネットワーク、「京都文化芸術コア・ネットワーク」を設立し、情報交流のプラットフォームを構築しました。

(ウ) 国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進

京都国際現代芸術祭2015や京都国際舞台芸術祭など、国際的な祭典を開催し、国内外と文化芸術による交流を行いました。

また、京都芸術センターを中心に国内外のアーティスト等を受け入れ、交流するネットワークの構築、文化庁文化芸術創造都市振興室と連携したアーティスト・イン・レジデンス事業を実施し、文化芸術交流による質の高いコミュニケーションを促進しました。

ウ 重要施策群3：文化芸術と社会の出会いの促進

(ア) 文化芸術と暮らしを改めて結び付けるための取組

京都をつなぐ無形文化遺産制度により、「京の食文化」「京・花街の文化」「京の地蔵盆」「京のきもの文化」の選定を行い、京都のまちに脈々と受け継がれてきた暮らしの文化を再認識し、未来に引き継がれるよう、取組を進めました。

(イ) 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

本市が支援する各区における事業等に「文化芸術による地域のまちづくり事業」ロゴマークを活用し、各区における文化芸術の情報の集約に取り組みました。

また、みやこ文化財愛護委員や、京都市文化財マネージャーを育成し、地域の文化財の魅力発見につなげる取組を進めました。

(ウ) 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

「東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス実行委員会」(略称：HAPS)⁶を設立し、芸術家の様々な相談に対応する総合サポート窓口を設置し、芸術家に適した空き家の紹介や閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援など、芸術家が京都に根差した活動を行えるような取組を進めました。

これらの取組のほか、2020年に向けた日本の文化プログラムのキックオフと位置付けた「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の京都での開催、琳派400年記念祭、伊藤若冲生誕300年記念事業、京都国際マンガアニメフェアの開催、祇園祭後祭の復興支援、京都市交響楽団の活躍など、国内外から注目される施策・事業に取り組みました。

2 京都の文化芸術を取り巻く状況

今、全国的に文化芸術を取り巻く状況は、大きな転換期を迎えています。

例えば、全国的な社会状況の傾向として、人口減少、少子高齢化社会の進行、価値観の多様化とそれに伴う生活様式・行動様式の変化、地域コミュニティの希薄化、自然災害の多発と復興の要請、情報通信技術の急速な普及・発達、ビッグデータ⁷や人工知能⁸などの技術革新等々が顕著であり、社会の変化が著しい状況です。

京都においても、文化芸術を取り巻く状況について、次のような変化が見られます。

○ 暮らしの文化の継承、文化芸術に親しむ機会等について

京都は、暮らしや生業に関わる文化を町衆が支えてきたまちであり、また、子どもたちをはじめ、あらゆる人々が暮らしの中で文化を身近に感じることのできる都市であり続けてきました。しかし、価値観の多様化に伴って生活様式が変化するにつれ、たとえば季節の移り変わりを楽しむさまざまな習慣など、暮らしの文化の継承が難しくなってきています。また、人口減少、少子高齢化社会が進行する中で、地域コミュニティや地域とのつながりを維持し、活性化することが課題となっています。

こうした状況のもと、地域の中で支えられ、衣食住をはじめとする暮らしの中に根付いた文化について改めて考えることや、それを未来へと受け継いでいくための環境を整え、行動を起こすことが強く求められていると言えるでしょう。また、子ども・若者、高齢者、障害のある方など、それぞれの人が持つ力を最大限に引き出し、いきいきとした社会参加の機会へつなげることも、これから社会において、文化芸術の力に期待されるところです。

○ 文化芸術の継承と創造について

京都はまた、その歴史を通じて、世界レベルの芸術家たちを輩出してきました。しかし、優れた技・芸を次世代に継承し、革新と創造を続けていくためには、それを直接担う芸術家だけでなく、楽器や衣装、他の用具・用品を製作する人々の生活や、材料の確保などを含めた、文化芸術を支える広範な要素が互いに連携し、有機的に機能していかなければなりません。目下の社会の変化のなかで、そのための新しい仕組みづくりを早急に進めることができます。これが課題となっています。

同時に、京都に数多い芸術系大学などを卒業した若手芸術家たちが、引き続き京都に根を下ろして活動し、能力に更に磨きをかけて世界へと羽ばたいていくような、大胆かつきめ細かな支援が必要とされています。

また、特色ある文化芸術活動で地域の可能性を最大限引き出す取組も大切です。

○ 文化芸術資源の活用について

京都は有形無形の文化芸術資源が豊富なまちであり、ものづくり産業、観光や景観といった都市政策のさまざまな側面が、自ずと文化の観点を色濃く持ち、文化との連携によって発展してきました。しかし、近年においてはさらに、文化芸術資源の保存・活用においてもビッグデータや人工知能の導入が不可欠になるなど、急速な技術革新と共に存していくことが求められています。

このような現状が、文化芸術資源の魅力を最大限に引き出す方向へ向かうよう、戦略的に臨まなければなりません。同時に、先人から受け継いだ京都の豊富な文化財について、保存と活用を確実に進めていくために、その価値の共有を図っていくことが急務となっています。

今後、文化政策を限定的に文化芸術のみに関与するものと捉えるのではなく、観光、経済をはじめ、あらゆる政策分野に波及するものとして位置づけ、これを基軸として社会に広がりと深みを持たせる政策を推進していくという姿勢が、より明確に求められるようになるでしょう。

○ 文化交流、情報発信について

そして、今後10年の京都にとりわけ大きな飛躍が期待されるのは、国内外との文化交流の推進です。京都はもとより、国内外から様々な人々が集い交流するまちとして発展してきました。今後、その性格を一層強めるとともに、外への発信力を高め、相互交流の成果を生み出していくことが課題であると言えます。

京都はまた、文化芸術団体等が自律的に活動し、重層的に集積しているまちです。その環境を基盤に、文化芸術に携わる人々が集うネットワークをさらに充実させ、様々なセクター間の情報交換を進めることができます。こうしたネットワークの上に、近年のICT⁹の発達や多様化を十分に活用して、国内外の人々により手軽に分かりやすく、質の高い京都の文化芸術情報を提供できるようにすることも大切です。

以上に加え、特に京都における文化芸術行政の将来を考えるうえで、直面している二つの重要な出来事があります。

【2020東京オリンピック・パラリンピック等の開催】

2019年から2021年の3年間に、日本では東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、ラグビーワールドカップ2019や関西ワールドマスターズゲームズ2021など、世界的なスポーツイベントが集中的に開催されます。オリンピック・パラリンピックは、スポーツだけではなく、文化の祭典でもあります。これら世界中から多くの人々が訪れるイベントの主要な舞台として、京都は大きな役割を果たすことが求められています。それは同時に、京都にとって、文化芸術や奥深い暮らし、魅力を世界に発信するまたとない機会です。こうした機会を一過性に終わらせることなく、2020年以降にどのようなレガシー（遺産）を残していくのかも重要な観点です。

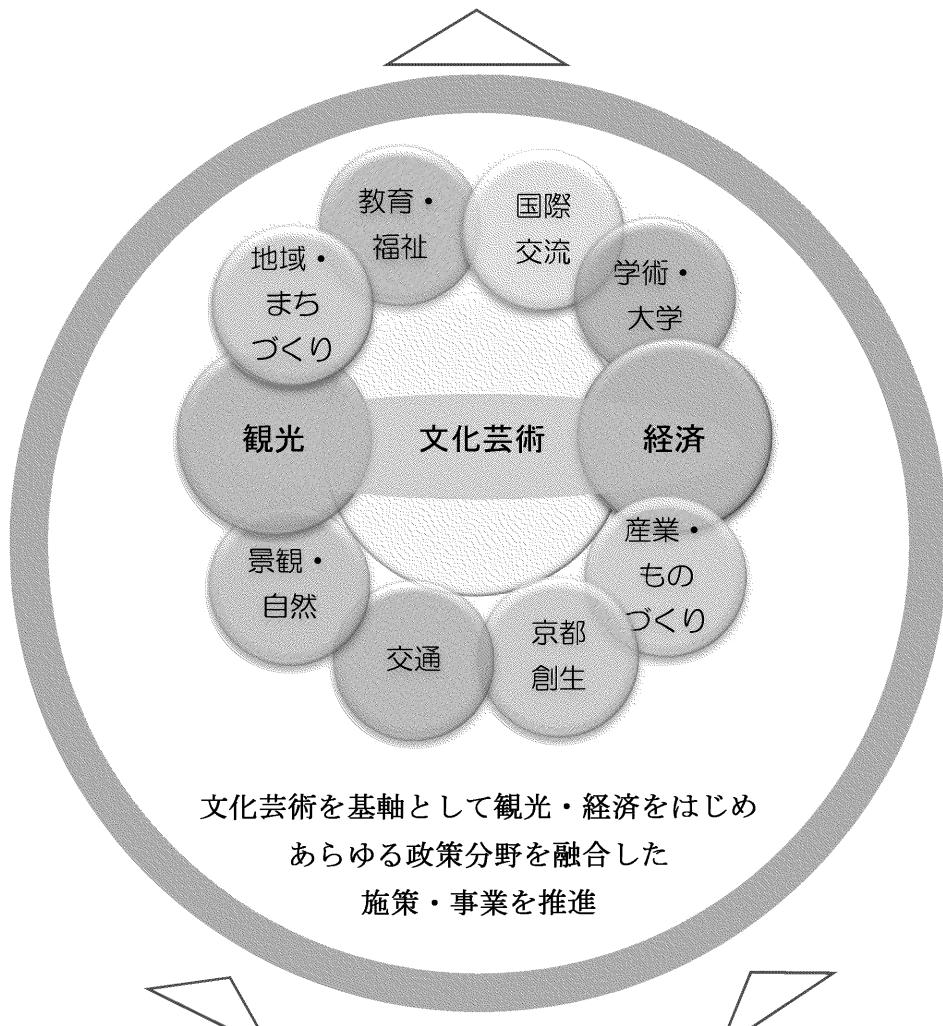
【文化庁の京都への全面的移転方針の決定】

平成28年3月、国のみち・ひと・しごと創生本部は、文化庁の京都への全面的な移転を含む「政府関係機関基本方針」を決定しました。

移転に当たっては、新たな政策ニーズ等に対応し、機能強化を図ることとされています。また、8月に決定した「文化庁の移転の概要について」では、文化芸術資源を活かした地方創生の観点から、既存の文化行政の枠組に捉われず、文化を基軸として、観光・経済をはじめ、産業、教育、福祉、まちづくり等のあらゆる政策分野との連携を強化し、広がりと深みのある文化行政を進めることができます。文化庁の全面的移転方針の決定を受けた京都としても、それにふさわしい政策を実現することにより、日本全体の文化力に磨きをかけるために重要な役割を果たし、全国の地方創生の推進に貢献する必要があります。

<京都の文化芸術を取り巻く状況>

文化芸術の力で京都から日本を元気にする！



2020 東京オリンピック・
パラリンピック等の開催

文化庁の全面的移転方針の決定

<参考：国・京都府等の動向>

・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）の策定

国は、平成27年5月、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」（平成27年度～平成32年度）を閣議決定しました。本基本方針は、文化芸術資源で未来をつくり、以下のような「文化芸術立国の姿」を創出していくことを目指しています。

- ①あらゆる人々が全国様々な場で創作活動に参加でき、鑑賞体験の機会が提供されている。
- ②2020年東京大会を契機とする文化プログラムが全国展開されている。
- ③日本全国から世界に文化芸術の魅力が発信されている。また、被災地からは復興の姿を地域の文化芸術と一体となり国内外へ発信されている。
- ④文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在より大幅に創出されている。

・文化芸術資源を活用した経済活性化（文化GDPの拡大）

文化芸術は、観光地の魅力や産業の付加価値などを生み出す源であり、全国に存在する多様な文化芸術資源を一層活用することで、他の様々な関連分野へ経済波及効果を生み出し経済活性化につなげることが、国における産業競争力会議実行実現点検会合においても議論されています。

・国の文化プログラム「文化オリンピアード（仮称）」「beyond 2020 プログラム」の推進

文化芸術立国の実現のために、2020年東京オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ2019の機会を活かすとともに、それ以降も多様な文化芸術活動の発展や、有形・無形の文化財の着実な保存・活用を目指し、平成28年秋から、全国津々浦々で文化プログラムを推進することとしています。

・国の「明日の日本を支える観光ビジョン」の策定

観光は、日本の成長戦略と地方創生の大きな柱であるとの認識のもと、3つの視点（「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の中核産業に」「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」）を柱として10の改革をとりまとめ、「観光先進国」の実現に向けた取組が国において進められています。

・国の文化財活用・理解促進戦略プログラム2020の策定

「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえて、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するために、2020年までに取り組むアクションプログラムが策定され、推進されています。

・「京都文化力プロジェクト2016－2020」の推進

京都市、京都府及び京都商工会議所では、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機に、世界に向けて日本文化を発信するため、京都文化力プロジェクト実行委員会を組織しました。この実行委員会の前身である「京都文化フェア呼びかけ」に基づく推進委員会が、平成28年3月に策定した基本構想に基づいた、具体的な事業計画である「京都文化力プロジェクト2016－2020」実施計画をとりまとめています。

・文化庁・関西広域連合・関西経済連合会・共同宣言

平成28年7月、文化庁と関西広域連合・関西経済連合会は、文化庁の移転に関して「官民挙げて歓迎する。文化の力で未来を切り開き、『文化芸術立国』を実現させる」とする共同宣言を行いました。

3 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、平成18年に制定した「京都文化芸術都市創生条例」第7条第1項に基づき、平成19年3月に策定した、第1期「京都文化芸術都市創生計画」の後継計画です。

「創生計画」は、京都市基本計画（第2期）「はばたけ未来へ！京プラン」のうち、文化芸術に係る分野別計画であります。

なお、本計画は、第1期の「創生計画」の取組期間中に策定した「京都文化芸術プログラム2020+（プラス）」（平成27年2月策定の「同プログラム2020」を平成28年8月に改定）を包括・継承し、平成32年（2020年）までは、これと連動しながら各施策を推進していきます。

(2) 計画の期間

平成29年4月から平成39年3月までの10年間。

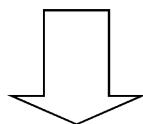
<計画の体系>



京都文化芸術都市創生条例

(平成 18 年度～)

平成 18 年 3 月 27 日公布、同年 4 月 1 日施行

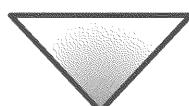


文化の分野別計画

第 1 期 京都文化芸術都市創生計画

(平成 18 ~ 28 年度)

平成 19 年 3 月策定、平成 24 年 3 月改定



包括・継承

文化庁の全面的移転の決定及び
オリンピックに向けて強力に
事業を推進するアクションプラン
京都文化芸術プログラム 2020⁺
(平成 27 ~ 32 年)

平成 28 年 8 月バージョンアップ

第 2 期 京都文化芸術都市創生計画

(平成 29 ~ 38 年度)

第2章

第2期京都文化芸術都市創生計画の内容

1 計画の方向性～文化芸術都市の創生に向けて

基本方針：成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまち

山紫水明と称される美しい自然を有する京都は、平安遷都以来、政治・文化・宗教の中心として発展し、悠久の歴史を歩んできました。繊細な美意識と高い精神性を伴った文化の集積地であることは世界に知られていますが、これを支えているのは、人々の日々の衣食住などの暮らしの文化です。

京都は、多様な暮らしの文化をその内に湛えながら、先人から受け継いだ文化芸術にたえず新たな息吹を取り込み、創造と革新を繰り返し、重層的に蓄積し、全国に類のない厚みのある文化芸術を形成してきました。京都には、文化芸術を生み出す土壌、いわばDNAが、脈々と受け継がれています。

今日の京都の文化芸術を取り巻く状況は、先に述べたとおり、大きく変化し続けています。そうした中、「東京オリンピック・パラリンピック等の開催」、「文化庁の京都への全面的移転方針の決定」という2つの事象を、京都の文化芸術の振興のためにも大きな追い風としていかなければなりません。

「第2期京都文化芸術都市創生計画」では、こうした時節に立ち、京都の豊かな文化芸術を備えた土壌に、文化芸術に対する豊かな感受性をもった次代の芽が育つよう種をまき、市民が文化芸術に親しむと同時に優れた芸術家を育てていくことができる環境を整え、多様な文化芸術活動の花を開かせることを目指します。また、京都の文化芸術資源を活用しながら広範な政策分野との融合を図り、新たな価値を創造することで、京都の都市格を一層高め、その魅力を国内外に発信し文化交流を深めたいと考えています。

10年後においても、京都が、長い歴史の中で培われた成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまちであることを基本方針に掲げ、以下に示す四つの方向性に沿って、各施策に取り組んでまいります。

方向性1：暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む

人々が日々の暮らしの中に息づく文化を再認識して大切に継承するとともに、文化芸術に触れる機会を創出して人々の感受性を育み、市民の文化芸術活動がさかんな社会を目指す

方向性2：多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる

文化芸術に満ち溢れた土壌から、伝統芸能や現代芸術など多様な分野において、世界で活躍する芸術家が育つまちを目指す

方向性3：京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸にあらゆる政策分野との融合により、新たな価値を創造する

有形無形の文化芸術資源を活用し、観光・経済をはじめ、産業・学術・教育・福祉・まちづくり等、様々な関連分野への波及・融合を図ることにより、文化による新たな価値の創出を目指す

方向性4：様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

魅力あふれる京都の文化芸術を国内外に発信し、文化交流を推進するとともに、文化庁を迎える京都を国際的な交流の舞台とすることを目指す

追い風

2 計画の構成

2020年（平成32年）オリンピック・パラリンピック等の開催

文化庁の全面的移転方針の決定

基本方針

成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまち

4つの
方向性

方向性4
様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

方向性2

多様な文化が根付く暮らしの中から、
最高水準の文化芸術活動を花開かせる

方向性3

京都の文化芸術資源を活用し、
文化を基盤にあらゆる政策分野との
融合により、新たな価値を創造する

花開く

方向性1

暮らしの文化や芸術に対する
豊かな感受性をもった人々を育む

新たな価値

計画における最重要施策

方向性1

★★「地域に根差した暮らしの文化」の振興

方向性1
2
3

★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用

方向性2

★★伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施

方向性2
3

★★芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進

方向性3

★★京都市美術館の再整備の推進

方向性3

★★世界遺産・二条城が文化財保存と活用のモデルとなる取組の実施

方向性4

★★文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進

方向性4

★★「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマスターズゲームズ2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催とその成果の継承

3 計画の四つの方向性と施策

〔★：推進施策のうち重要施策
★★：最重要施策〕

方向性1：暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む

京都は、三山や鴨川、桂川の流れなど、山紫水明と称される豊かな自然に囲まれ、人々は自然への畏敬の念をいただき四季の移ろいを五感で感じながら、自然とともに暮らしの営みを重ねてきました。また、自然の風景が社寺や京町家をはじめとする建造物や町並みと溶け合った独自の都市景観を背景に、京都の先人たちは長い歴史の中で伝統を継承し、優れた文化芸術を創造し続けてきました。

京都に暮らす「人」こそが、このまちの文化芸術を守り、磨き、育ててきたのです。京都の文化芸術、有形無形の文化遺産は、地域の人々の暮らしの中で支えられており、衣食住をはじめとした暮らしの中に溶け込み、根付いています。

しかし、今、生活様式の変化などから、そういう季節感や地域性を感じる機会が少なくなっています。本計画では、人々が日々の暮らしの中に息づく文化を再認識し、大切に継承できるようにすることや、次世代への継承の担い手となる「子ども」を中心に、文化芸術に触れる機会を増やすことを取組の軸に据え、まち全体の文化力の向上に繋げます。あわせて、生活するうえで何らかの困難な状況にある方の社会参加を助け、社会・地域の課題解決に資する文化芸術の力を活かし、「社会包摂¹⁰」の観点でも文化芸術の取組を推進します。そして、市民の自主的な文化芸術活動が盛んな社会になるよう、情報、機会提供、その他様々な面で支援していきます。

こうした活動を支え、育み、包み込む京都のまちは、その全体が文化的景観であると言えます。本計画では、建築物など目に見えるものだけでなく、京都に暮らす人々の生活や生業、その中から生み出される音、香りなど、脈々と受け継がれ、まちを構成している要素全体を、五感で感じる文化的景観として捉え、京都の財産として受け継いでいきます。

【暮らしの中に根付いた文化を楽しみ、継承する】

1★★「地域に根差した暮らしの文化」の振興

京都には、地域に根差した暮らしの文化が息づいており、それらを生かしたまちづくりが展開されています。暮らしの文化を活かしたまちづくりは、京都に息づく子どもを地域や社会の宝として大切に育む「はぐくみ文化」の更なる推進にも寄与します。

本市では、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、各区の区民提案により実施する本市の支援事業のうちから「文化芸術によるまちづくり事業」を認定し、認定を示すロゴマークを掲示する取組を平成26年度から開始しています。今後、地域における文化芸術を通じたまちづくりや、おもてなしの取組などについて話し合う場も創設し、これらの取組の集大成として、「京都おもてなし百科（仮称）」を作成して、文化芸術による地域のまちづくりを進めます。

2★伝統産業品等を暮らしの中で活用し子どもの感性を“はぐくむ”取組の推進（◎新規）

子どもの頃から伝統工芸品を暮らしの中で使う機会を創出することで、子どもたちに伝統的な本物のものの良さを伝え、感性を養うため、京都伝統産業ふれあい館等と連携し、伝統産業が暮らしの中で根づく文化を育みます。

3★文化芸術と暮らしの関係性を再認識する取組など暮らしの文化の継承、普及の促進

京都では、暮らしの中に溶け込んでいる文化芸術の力によって、市民が美意識を培い、感性を受け継いできました。その関係が希薄になってきている今、改めて文化芸術と暮らしを結び付ける取組、例えば、町家等を活用した茶道、華道、香道等の文化を体験する機会の創出や、食文化をはじめとする京都ならではの衣食住の習慣や年中行事等を継承する取組等を実施します。

4★「真のワーク・ライフ・バランス¹¹」の推進による地域に根差した暮らしの文化の継承

仕事と家庭生活の調和だけでなく、地域活動や社会貢献活動等に積極的に参画する「真のワーク・ライフ・バランス」を推進することによって、地域活動が活発になり、地域に根差した暮らしの文化の継承を促進します。

5★京都の文化、アイデンティティ¹²を大切にするための講座等の実施（◎新規）

市民が地域固有の文化を深く理解し、主体的な創造活動や文化芸術体験を行っていくきっかけとなる講座を開催することにより、京都、ひいては日本の文化やアイデンティティを大切にし、国内外に日本の文化を発信できる人材育成を目指します。

6★学校給食における「和食」の充実に向けた取組の推進と情報発信

「和食」の特徴を強調した献立や、和菓子、漬物など、和食の良さを伝える食材等の提供を進めるとともに、子どもたちの発達段階に応じた学校給食の充実や「食」に関する指導の充実を図り、各種媒体を使用して、和食文化や給食献立のレシピ等の情報発信を進めます。

7★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（後掲、p. 22, 30, 31）

8・京の食文化ミュージアム・あじわい館を活用した京の食文化の普及・啓発

9・子どもから大人まで、市民が京都の歴史や文化に触れ、京都の魅力を体験できる機会の創出と発信（市民による京都の魅力再発見事業）

10・小学校における生け花体験や花育活動、公共施設等での飾花を通じた花き文化の振興（◎新規）

11・京都市学校歴史博物館における教育・人づくりにかけた町衆文化の継承と発信

【子どもが文化芸術に触れる機会を創出し、感性を磨く】

12★華道、茶道、香道をはじめとする伝統的な文化芸術から現代芸術までの幅広い芸術家を小中学校等へ派遣する「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」の実施

京都の文化芸術を支え、継承と創造をしていくためには、感性豊かな子どもの頃から、質の高い文化芸術作品にできるだけ多く、直接触れることが大切であり、引き続き、文化芸術に関わる講話や実技指導、ワークショップ等を行う「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」を実施します。

13★「ほんもの」の魅力が伝わる場所での公演に触れる機会の創出

「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」の体験等を踏まえ、「ほんもの」の魅力が伝わる場所、伝統的な和の空間（能楽堂、寺院、神社等）で、子どもたちが伝統的な文化芸術の公演を鑑賞する機会を創出します。

また、美術館やコンサートホール、劇場等の場所での子どもたちへの鑑賞機会の提供を推進します。

14・子どもたちがものづくり文化に触れる機会の創出

15・京都市内の小中学校に伝統産業職人を派遣し、生徒が匠の技に触れる、制作体験・実演教室の実施

16・文化芸術団体との連携による子どものための各種芸術体験教室等の実施

17・体験によって興味を持った子どもたちが継続的に伝統的な文化芸術を学ぶための教室の活用

18・「みやこ子ども土曜塾」など親子で一緒に文化芸術を体験できるプログラムの実施

19・芸術系高校をはじめ市立高等学校等における特色ある文化芸術教育や文化体験活動の推進

20・「歴史都市・京都からまなぶジュニア京都検定」や「「中高生」による『京都・観光文化検定試験3級』チャレンジ事業」の推進

21・京都市ジュニアオーケストラ・京都市少年合唱団の運営や地域文化会館における教育プログラムの実施等、子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進

22・地域の文化団体等が子どもたちに民俗芸能や、邦楽、邦舞等の伝統的な文化芸術を体験、習得させ、次代に継承するための取組の促進

23・「京都・和の文化体験の日」の実施など若者を対象とした伝統的な文化芸術や伝統産業に触れる機会の創出

24・青少年活動センターにおける新たな若者文化の創造と市民との相互交流を促進する事業の実施

25・京都市キャンパス文化パートナーズ制度の推進

26・「近くて楽しい動物園」の実現に向けた取組の推進

【市民が文化芸術に親しむ】

27★公共空間や公共交通機関を活用した文化芸術の発信

地下鉄駅構内での作品展示やバス、電車の芸術的な装飾、イベントの広告等、公共空間や公共交通機関を活用して、幅広い市民の方々に文化芸術に親しんでいただく機会を増やします。

28★市民に周知・啓発するツール、証明書等における文化芸術の活用

市民に分かりやすく情報を提供し、興味を持って理解を深めてもらうために、消費者への注意喚起のツールとして落語を用いるなど、文化芸術の力を活用します。

また、戸籍や住民票等の各種証明書に使用している偽造防止用紙に、文化的意匠を印刷することで、京都の文化芸術に親しんでいただくための機会を増やします。

29★福祉施設に芸術家を派遣する等、社会的に困難を抱えている人々に対して、文化芸術の力を活用して社会参加の機会を充実する「社会包摶」の取組の推進（◎新規）

文化芸術は、人の心を豊かにし、他者と共に感し、社会的な繋がりを生み出し、社会課題の解決につなげる力があります。社会的に困難を抱えている人が、文化芸術の力で潜在能力を発揮し、社会とつながること、あらゆる人がストレスなく文化芸術に親しむことなど、「社会包摶」には様々な効果が期待されています。

具体的な「社会包摶」の取組として、社会的に困難を抱えている人々に、文化芸術に触れてもらう機会を拡充することで、社会参加の機会を増やし、その困難の緩和・解決につなげることができるよう、病院、福祉施設等に芸術家を派遣します。

30★文化芸術を通じた活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」の実現

市民一人ひとりがライフステージや状況に応じた健康づくりに取り組み、文化芸術に触れる生活を通じ、生きがいを実感しながら、いつまでも地域の支え手として活躍できる、活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」の実現を目指します。

31★NPO法人「障害者芸術推進研究機構」との協働による障害のある方の文化芸術活動支援

NPO法人「障害者芸術推進研究機構」との協働の下、障害のある方の文化芸術活動を支援し、様々な取組について地域・市民に対し発信していきます。

32・本市の文化芸術関係施設における、各施設の特徴を活かした各種文化事業の推進

33・京都市生涯学習総合センターを活用したセミナー、コンサートの実施等による文化芸術に関する生涯学習の推進

34・京都市芸術文化協会、京都市音楽芸術文化振興財団等の文化芸術団体と連携した鑑賞・参加型事業の推進

35・「文化芸術都市・京都が世界に誇るオーケストラとしてより市民に愛される京響」を目指す取組の推進

- 3 6・文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン¹³」の推進
- 3 7・京都の文化芸術活動に刺激を与え市民に親しまれる多彩な事業の推進
- 3 8・市民狂言会、市民寄席、京都薪能、華道京展など、市民や観光客が伝統的な文化芸術に身近に触れる機会の提供

【市民の文化芸術活動を応援する】

3 9 ★若手芸術家やクリエイター等の市民・民間団体の活動をサポートし、異なるジャンル間のネットワークを形成するための場・機会の提供

近年、芸術家とクリエイター等の職域に境がなくなってきており、むしろ異なる活動をしている人から刺激を受けることによって、文化芸術活動の精度が高められています。また、市内では、空き家や空きビルなどを活用して、アトリエやコワーキングスペースとして運営する市民・民間団体が増えています。

今後は、市民・民間団体の活動を見る化することによって、自発的な結び付きを促すとともに、京都文化芸術コア・ネットワークを軸に、異なるジャンルの活動が交流するための場・機会を増やし、ネットワークを広げるための取組を加速させます。

4 0・芸術系N P O等との連携の促進

4 1・京都で開催される文化芸術の事業を京都全体で一体的に発信するため、京都文化芸術コア・ネットワークを基盤とした「アートエキシビション・京都」の実施

4 2・文化ボランティア活動の機運を高める取組の推進

4 3・市民ふれあいステージ、京都さくらパレード等の開催による市民の文化芸術活動の支援

4 4・東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした、市民、企業等の民間団体、文化芸術団体や芸術系大学等と連携した文化芸術イベントの開催

4 5・「世界遺産・二条城一口城主募金」や「京都市動物園サポーター制度」など、文化芸術を支える基金に対する市民や企業等の一層の賛同・協力の促進

【文化的景観の保護と継承等】

7 ★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（再掲）

京都には、そこで暮らす人々の生活や生業、風土により創り上げられている文化的景観が数多く存在しています。五感で感じるものすべてが景観を構成している要素であり、その土壤が京都の文化を育んでいます。

岡崎地域が「重要文化的景観」に選定されたように、国の制度も活用しつつ、五感で感じられる京都の景観を継承し、まちづくりにいかします。

4 6 ★寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進（後掲 p. 30, 31）

4 7・自然・歴史的景観等、美しく京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用

4 8・「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進

4 9・京町家の保全・再生・活用の取組の推進

方向性2：多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる

京都の先人たちは、多様な文化芸術の要素を重層的に蓄積するとともに、つねに外からの刺激を受け入れ、咀嚼して、創意・工夫につなげる姿勢を保ち続けてきました。京都のまちには、伝統を継承しつつ、伝統が秘める革新的原動力の中からたえず新たな文化芸術を創造し続ける気風があります。そうした連綿とした営みが、京都の豊かな文化的土壌をつくり、京都の魅力を創生してきました。

人々の暮らしの中に多様な文化が根付いた環境の中で、優れた文化芸術の発展的な継承と、これを踏まえた新たな創造を続けていけるよう、伝統的な分野から現代芸術まで、幅広い担い手が育ち、また、若い芸術家たちの芽が出て世界で活躍できるよう支援します。

とりわけ伝統的な文化芸術は、歴史を通じて形成されてきた精神性、美的感性が凝縮されたものであり、いったん失えば取り戻すことのできないものです。伝統を継承する直接の担い手はもとより、それらを支えている用具用品の製作者、その材料の確保などを含めた広範な視野を持って、継承に向けた取組を進めます。

最高水準の多彩な文化芸術活動が花開き、満ち溢れるまちづくりを進めることにより、世界に類のない文化芸術都市・京都を実現します。

【伝統的な文化芸術を受け継ぐ】

50★★伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施

伝統芸能文化を未来へと継承していくために、「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）」の創設を目指しています。本センターが持つべき機能を先行的に実現する事業として、京都に集積する日本の伝統的な文化芸術を国内外に強力に発信するための取組、演者のみならず、芸能を支える楽器・用具用品の製作者、企画等を行うコーディネーターの育成、そして、伝統芸能を支える鑑賞者の裾野を広げていくための取組等を実施します。

51★★社会人や通訳、外国人等を対象とした伝統的な文化芸術を理解するための講座の実施

京都を中心に活躍する社会人、特に通訳ガイド等、外国人と接する機会が多い人は、京都の文化についての発信の機会も多く、それらの方々が、京都の文化の理解を深め、正しく伝えられるような講座等を実施します。

具体的には、国の特区制度を活用した京都市独自の「認定通訳ガイド」に対する文化芸術の研修の実施等、効果的な形式で実施します。

52・京都ならではの伝統的な文化芸術の集積を生かした舞台公演の実施等

53・京都芸術センター等文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進

54・伝統的な文化芸術の裾野を拓げるワークショップの拡充等

55・伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進

5 6・古典の日の推進

5 7・全国の様々な人が集う伝統芸能の祭典の開催

5 8・国立京都歴史博物館（仮称）の整備に向けた取組

【新たな文化芸術を創り出す】

5 9★文化芸術に関するネットワークを活用した新たな文化芸術の創造

創造環境を洗練させ、新たな文化芸術を創造するためには、文化芸術の専門的な活動を行う人と様々なジャンルの人・団体の有機的な連携が必要になります。

官民（文化団体、N P O、大学、行政等）が連携した京都文化芸術コア・ネットワークを活用し、多彩な事業を実施することで、新たな文化芸術の創造に繋げます。

6 0★社会課題を解決するソーシャルデザイン¹⁴における文化芸術の活用により芸術家の活躍の場を拡大する取組（◎新規）

近年、社会的な課題の解決にソーシャルデザインの手法が用いられており、そこに文化芸術が持つ力を活用することが注目されています。人口減少、空き家対策など、本市においても地域ごとに課題はありますが、文化芸術はそれらの解決の糸口となる可能性を秘めています。

また、本市では、ソーシャルイノベーション研究所を設置しており、社会的課題にアプローチする企業を支援しています。また、大学でもソーシャルデザインの研究が充実しています。

柔軟な発想で社会に関わることができる芸術家が、ソーシャルデザインの取組に参画し、芸術家が活躍するフィールドを広げる取組を進めます。

6 1★文化芸術を発展させるためのオープンデータ¹⁵の活用

近年、オープンデータを新しいビジネスの展開に活用する取組が進められています。オープンデータの活用は、新たな文化芸術を生み出す可能性もあります。本市が持つ文化芸術関係の情報を積極的に公開することで、そういった可能性を高めます。

6 2★「映画のまち・京都」ならではの映画・映像文化等の振興

民間企業が主体となって開催する京都国際映画祭や立誠シネマ×シネマカレッジ京都等への支援を通じて、京都が持つ映画・映像資源を活用しながら、映画都市としての魅力を世界に広く発信するとともに、若手を支援する事業を実施します。

加えて、京都市メディア支援センターを中心に、市民や各施設等と連携し、撮影に対する協力等、撮影環境の向上に取り組むことで、映画・映像文化を振興するとともに、撮影場所としての京都の魅力も引き出します。

6 3・京都国際舞台芸術祭（KYOTO EXPERIMENT）の開催

6 4・京都国際写真祭（KYOTOGRAPHIE）の開催

【文化芸術の担い手を育成・支援する】

6 5 ★京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

芸術家、芸術関係者の育成、作品の制作・発表の場の提供など、若い芸術家の成長を支えてきた京都芸術センターの機能強化、活動の充実に取り組むとともに、「京都市芸術文化特別奨励制度」の一層効果的な運用を引き続き実施します。

6 6 ★★芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進（◎新規）（後掲 p. 28）

6 7 ★若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりを支援する東山 アーティスト・プレイスメント・サービス（HAPS）の取組の推進

将来の芸術活動の飛躍の可能性を秘めた若い人材が、数多く京都に学び、京都にとどまり、磨きをかけることを、HAPSの取組等で支援することにより、若手芸術家の創造活動による文化芸術が、京都のまちで大きく育っていくことを目指します。

また、アーティストが地域で居住・制作・発表することにより、地域のまちづくりを推進します。

6 8 ★海外の著名なディレクター、キュレーターの招聘等国内外との文化芸術に関する質の高いコミュニケーションによる人材育成の推進

著名なアーティストやキュレーターの招聘等、国内外との文化芸術に関する質の高いコミュニケーションにより、文化芸術に携わる人材の交流を促進し、異なる視点の刺激を受けることで創作意欲を高めることにより、人材育成を推進します。

6 9 ★文化施設間で連携した、文化芸術事業のコーディネーター及び技術者を育成するための取組の推進（◎新規）

市民や芸術家の創造活動を活性化するには、その活動を支援するコーディネーターが必要であり、文化施設にあっては舞台技術者のスキルアップも必要になります。また、文化芸術事業の内容によっては、楽器や道具等を修理する技術が継承されることも重要です。

各文化施設等で取り組んでいるコーディネーター等の人材育成を支援するとともに、その取組の連携を図り、相乗効果を生み出します。

7 0 ・顕彰制度の効果的な実施

7 1 ・助成金等内定者資金融資制度等による芸術活動へのきめ細やかな支援

【地域のまちづくり活動と連携する】

7 2 ★京都駅周辺エリアをはじめ、新たな文化ゾーンの創出等による地域の特色づくりの推進（◎新規）

崇仁地域への京都市立芸術大学の移転整備を見据え、京都駅の東部・東南部・西部エリアのまちづくりの取組を連動させ、京都の玄関口である京都駅の周辺エリアで「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出を目指します。また、ロームシアター京都のリニューアル・オープンや京都市動物園のグランドオープンの後の魅力づくりに加え、京都市美術館の再整備も予定しており、これまで進めてきた岡崎地域の魅力を更に深めていきます。

7 3 ★「区民提案・共済型まちづくり支援事業」等各区の個性をいかした各種文化事業の推進

地域課題の解決や「自分たちのまちは、自分たちでつくっていく」という地域のまちづくりを、区長・担当区長を先頭に、区役所が柔軟かつスピーディにしっかりと支えていく、京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共済型まちづくり支援事業」等において、各区の個性をいかした文化関係事業の取組を推進します。

7 4・「文化芸術活性化パートナーシップ事業」による地域文化会館の効果的な運営等、芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり

7 5・「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の推進

7 6・京都市景観・まちづくりセンター等との連携による市民の主体的なまちづくり活動の支援

方向性3：京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸にあらゆる政策分野との融合により、新たな価値を創造する

京都の有形無形の文化財、文化施設をはじめとする文化芸術資源は、過去から現在、未来へと、しっかりと保存、継承しながらその価値を高めていく必要があります。文化財を保存すること、維持・修繕することは当然ですが、それぞれが持つ魅力を十二分に活用し、収益もあげながら、更に魅力を増すような好循環を生み出していく必要があります。文化施設についても同様であり、そのために官民協働でしっかりと整備していくことが求められます。

また、文化芸術資源として、京都には芸術系大学をはじめとする多数の大学・研究機関等がありますが、これら機関の連携も積極的に促進します。

こうした文化芸術資源活用の取組を進めるうえで欠かせないのは、文化芸術が、観光、産業をはじめ、学術研究、教育、福祉、まちづくりなど、広範な社会とつながりを持ち、相互に影響を与え合っているという視点です。それら様々な領域における取組は、いづれも文化芸術との接点を見出すことで、新たな展開につながる可能性を秘めています。さらには、それら様々な領域における人間の活動はいづれも文化の問題そのものであると言うこともできます。本計画では、様々な関連分野との融合を図りながら、相互の活性化と、文化芸術による新たな価値の創造を目指します。

例えば、文化芸術資源を再認識し、他の政策分野との融合により新たな価値付けをして、戦略的に事業を展開すること、また、文化芸術資源に自然科学分野の最先端技術等を結び付けるといった、分野横断的な取組によりイノベーションを促すこと等を通じて、経済効果も高めながら、文化芸術資源の魅力を最大限に引き出していくます。

【観光・産業・学術・教育・福祉・まちづくり等と文化芸術の融合】

6 6 ★★芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進（◎新規）（再掲）

芸術家は、その地位が確立され、収入が安定するまで相当な苦労がありますが、京都は市民の文化芸術への理解があり、芸術家の活動を適切に評価し、支えてきたまちです。芸術家を志す人に対して、あらゆる施策と連動し、居住・制作・発表環境に関する支援を充実するとともに、芸術家としての修練を積みながら生活できるような施策、例えば、発表の機会を増やすことで収入に繋げたり、その場で販売できるようにしたりすることで、職業人として芸術家が生活しうるまちを目指します。

7 7 ★京都の衣食住等の暮らしの文化をいかした観光振興の推進（◎新規）

京都には、京町家、和食、着物など、暮らしに根差した文化芸術資源が豊富にあります。それらを観光客の方々にも理解し、楽しんでいただくため、京町家に宿泊し、茶道や華道などの文化体験をしていただくなど、暮らしの文化をいかした観光振興の取組を推進します。

7 8 ★文化財や文化施設が持つ魅力を最大限に引き出し、積極的に活用するための取組の推進

文化財や文化施設をはじめとする文化芸術資源は、維持するだけではなく、その価値を存分に引き出し、収益をあげながら更に魅力を高めるような好循環を生み出していく必要があります。

具体的には、解説の多言語化や案内板の整備等を充実し、来場者のニーズに応じて特別な文化体験メニュー や夜間景観を光で彩る取組を設けるなど、収益性を高めつつ、それらの持つ魅力を引き出します。

7 9 ★最新のコンテンツを活用した文化芸術の創造・普及（◎新規）

京都では「京都国際マンガミュージアム」をはじめ、大学や企業等において、最新のコンテンツ、メディア芸術¹⁶に関する研究、人材育成、新産業の創出等が進められています。

この良質な環境を活かし、研究等を進める中で、最新のコンテンツと文化芸術・伝統産業等を結び付けることにより、新たな文化芸術の創造・産業振興を目指します。

また、そのようなコンテンツは、子どもの興味関心を引き出すツールとして活用できるため、文化芸術・伝統産業等をPRするツールとしても活用することを検討します。

8 0 ★多様な価値観の変化に合わせた伝統的な文化芸術・伝統産業の一体的な発信（◎新規）

京都の伝統的な文化芸術を支え、また、それによって磨かれてきた伝統産業は、今日においても、地域の経済と社会に不可欠な京都の基幹産業となっていますが、生活様式や価値観の変化により、厳しい状況が続いています。

総合芸術と呼ばれている茶道や能楽の所作には、正式には和室等和の空間が必要であり、茶碗や畳、和装などの工芸品等も必要となります。文化芸術活動の活性化は、産業振興につながっています。

茶道、華道、香道等の伝統的な文化芸術の魅力に触れ、そこで使われる道具や背景を理解したうえで、その商品が購入できるようにするなど、文化と産業を一体的に事業展開します。

8 1 ★文化芸術資源を再認識し、文化芸術資源と学術・技術の融合による新たな価値・イノベーションの創出（◎新規）

京都にとって当たり前のように捉えられている伝統的な文化芸術、技術やサービスは、外部の目から見ると違う価値があり、新たな可能性を秘めています。

また、文化芸術は、学術や技術と融合することで、無限の可能性が広がります。大学等の研究機関や本市の産業技術研究所などと連携することで文化芸術に関するイノベーションを起こし、文化芸術の魅力を最大限に引き出した公演や商品開発等を検討します。

- 8 2・「京もの」の海外進出支援事業の推進
- 8 3・「伝統産業の日」の全国拡大をはじめとした伝統産業の振興
- 8 4・多様な地域資源を活かしたメディア芸術（コンテンツ産業¹⁷）の振興
- 8 5・暮らしの文化と密接に関わる農林業施策における「食の文化」「花の文化」「木の文化」の振興（◎新規）
- 8 6・京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進
- 8 7・京都芸術教育コンソーシアム等における芸術系大学との連携の推進
- 8 8・京都が誇る大学・研究機関等の集積の活用
- 8 9・京都市考古資料館での大学等と連携した合同企画展の実施
- 9 0・番組小学校創立150周年・京都市学校歴史博物館開館20周年記念事業の実施

【文化財を守り活用する】

9 1★★世界遺産・二条城が文化財保存と活用のモデルとなる取組の実施

文化財活用の全国モデルとなるべく、世界遺産・二条城の格式や歴史的価値を最大限に活かし、MICE¹⁸等に活用（ウェディング、市民大茶会、アートアクアリウム城、クラシックコンサート、シンポジウム等）することにより、その魅力を国内外に発信します。

7★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（再掲）

4 6★★寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進（後掲p. 22, 31）

9 2★★和装、華道、庭園文化など京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化的振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援（◎新規）

京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化的ユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援を行います。

また、市民が和の文化に触れる機会をつくり、機運を高めるため、公共施設への和室設置を進め、民間の建物にも奨励するなど、和の文化と伝統産業の振興を行います。

9 3★★京都市指定・登録文化財の公開に向けた大規模な改修を推進するなど「未来へつなぐ歴史的建造物等計画的修理事業」の実施

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、京都の魅力を発信するため、平成26年度から31年度（オリンピック・パラリンピックの開催前年）までの6箇年計画により、市指定・登録文化財建造物等を対象として、一般公開に向けた修理の支援を集中的に行っていきます。

9 4 ★市独自の文化遺産を維持、継承、活用するための先駆的な取組等の推進

京都を彩る建物や庭園制度や京都をつなぐ無形文化遺産制度を創設し、これまで、市独自に京都のあらゆる文化遺産を維持、継承、活用するための先駆的な取り組みを進めてきました。今後も、継続して取り組むと共に、これまで得た成果を踏まえて創設した、まち・ひと・こころが織り成す京都遺産制度を推進し、多様な文化遺産について、地域性、歴史性、物語性を持った集合体として認定し、新たな魅力を伝え、京都の文化遺産を守り、活かす取組につなげます。

また、国が創設した日本遺産制度との連携も視野に入れて取組を進めています。

9 5 ★豊かな文化の根源となる生物多様性を守るための取組の推進

京都では、五穀豊穣を祝う伝統行事や、地域の祭で使われる祭祀品などに多くの生物資源が用いられてきました。その原料を調達し、加工する過程までを含め、文化や産業として今なお根付いています。

今、その伝統的な文化を支える資源が、絶滅の危機に瀕しています。本市では、フタバアオイやチマキザサなど、本市の伝統文化を育んできた本市固有の生きものの保全を図ることを目的に、京の生きもの文化協働再生プロジェクト認定制度を創設・運用することで、生物多様性を守り、文化を継承します。

9 6・みやこ文化財愛護委員、京都市文化財マネージャーの育成

9 7・若年層がほんものの歴史や文化財に触れる機会を増やし、地元の歴史への理解や文化遺産を大切にする意識の向上の推進

9 8・文化財への愛護思想と防火意識の向上を目的とした防火防災教育・研修の実施

9 9・市指定文化財等への指定・登録や文化財防災マイスターの養成など地域と連携した文化財の保存及び活用の推進

1 0 0・地域づくりの中核となる文化遺産を市民が保存・活用するための取組の促進

1 0 1・文化財の保存と活用の推進及びM I C E 活用への展開

1 0 2・琵琶湖疏水をはじめとした近代化遺産の活用

1 0 3・京都における新たな世界遺産の登録

【景観を保全し再生する】

7 ★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（再掲）

4 6 ★寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進（再掲）

歴史的景観の核となる寺社等は、地域の歴史や文化を引き継ぐ大切な歴史的資産です。

平成28年度に「歴史的景観の保全に関する取組方針」をとりまとめ、景観規制の充実や歴史的資産への支援の充実、地域との協働による景観づくりの推進等の具体的施策を策定し、推進します。

104★文化芸術の視点による京都らしい景観の向上

マンホールアート、まちのシンボルとなる橋等、文化芸術の視点に配慮した景観を創造し、京都のまちなみ、景観の向上に努めます。

105★公共工事の現場において、文化芸術により、イメージアップを図るための取組

工事現場の仮囲いを利用した「青空美術館」の開催や京都市美術館の工事現場における文化芸術の活用など、工事現場のイメージアップを図るとともに、芸術活動の発表の場として活用します。

47・自然・歴史的景観等、美しく京都らしい景観を守るために各種制度の効果的な運用（再掲）

48・「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進（再掲）

49・京町家の保全・再生・活用の取組の推進（再掲）

106・無電柱化の推進による都市災害の防止と歴史的景観の向上

107・京都の景観をかたちづくる屋外広告物制度の適正な運用

【文化施設を充実する】

108★★京都市美術館の再整備の推進

京都市美術館は、全国で2番目の公立美術館として開館し、市民の皆様をはじめ、多くの人々に親しまれてきました。

昭和8年の開館以来初めてとなる大規模改修により、本館を全面的に改修するとともに、地下空間も活用しつつ、新館を建設し、現代美術などの新しい芸術表現に対応する環境を整備することで、外観・機能とともに、日本を代表する美術館としての価値を高めます。また、岡崎エリア全体の回遊性、一体性を高め、カフェやミュージアムショップを新設することで賑わいを創出し、より多くの方が訪れる美術館を目指します。

109★ロームシアター京都を拠点とした劇場文化の創造・発信

昭和35年4月に開館して以来、「文化の殿堂」として親しまれてきた京都会館は、ネーミングライツを活用して再整備を行い、平成28年1月に「ロームシアター京都」としてリニューアルオープンしました。

“京都に「劇場文化」をつくる”をコンセプトに、新たな公共施設のモデルとなるよう取組を進めます。

110★京都市立芸術大学の移転整備

京都市立芸術大学は、我が国随一の芸術の学びと創造の拠点として歴史と伝統を重ねてきましたが、世界に冠たる芸術大学として一層飛躍するため、京都の玄関口・京都駅の東部エリアへの移転整備を進めます。また、この移転整備を契機として、京都駅の東側に、「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出を目指します。

1.1.1・文化芸術活動を支え、発表する場（拠点）の整備等

1.1.2・文化芸術関連機関・施設の交流や連携の促進

本市の文化芸術を支える主な拠点等の現状と今後の方向性

京都芸術センター

【現状】

京都芸術センターは、芸術家や芸術に関する活動を行う人々が連携し、本市における芸術を総合的に振興するため、多様な芸術に関する活動を支援し、芸術に関する情報を広く発信するとともに、芸術を通じた市民と芸術家等の間の交流を図るため、平成12年4月に開設しました。

伝統から現代まで、幅広い分野の文化芸術を振興し、異分野とのコラボレーション等により、先鋭的な取組を実施し、また、制作室などの機能を利用して、世界に羽ばたく若手芸術家を育成してきました。

京都の文化芸術拠点において中心的な役割を果たしていますが、開設当初から取り巻く環境も変化しており、求められる役割も変わってきています。特に、芸術家だけではなく、文化芸術の支え手やコーディネーターの人材育成を強化すること、それらのネットワークの中心となることが期待されています。

【今後の方向性】

美術館や劇場、大学等と連携し、新たな文化芸術を創造する実験的な取組を強化するため、創作活動を積極的に支援し、その過程や成果を市民と共有することで、先鋭的な表現を育みます。

また、幅広いジャンルの文化芸術活動に取り組んできたノウハウをいかしたコーディネーター等の人材育成、アーティスト・イン・レジデンスの実施等により培われたネットワーク機能の充実など、京都芸術センターの強みを最大限にいかしながら、他の施設にはない独自性を強化していきます。今後もこれまでにない文化芸術の創造の拠点となるために絶えざる運営の見直しと新システムの構築を追求していきます。

ロームシアター京都（京都会館）

【現状】

京都会館は、京都府内唯一の大規模ホールとして、また岡崎地域のシンボルとなる施設として、昭和35年4月の開館以来、長きにわたって市民の皆様に愛されてきました。

しかし、施設の老朽化が進むとともに、舞台機能が近年の興行ニーズに応えられていない状況であったため、平成24年3月31日をもって一旦閉館し、建物価値を継承しつつ、再整備を行い、平成28年1月10日に「ロームシアター京都」としてリニューアルオープンしました。

【今後の方向性】

ロームシアター京都は、最新の設備を備えた性質の異なる三つのホール（メインホール、サウスホール、ノースホール）に加え、公演がないときにも楽しめる賑わいスペース（ブック＆カフェ、レストラン）や人々が行きかう広いオープンスペース（ローム・スクエア、

（プロムナードなど）を有するなど、これまでの公共施設にない魅力を備えています。

今後、市民の皆様の多彩な文化芸術活動をしっかりと支えるとともに、質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供し、文化芸術の創造・発信拠点として、新たな公共施設のあり方を発信していきます。

京都コンサートホール

【現状】

京都コンサートホールは、世界文化自由都市宣言（昭和53年10月）の理念を音楽芸術の分野で具体化するとともに、また平安建都1200年記念事業の一つとして建設され、平成7年10月に開館しました。以来、京都市交響楽団はもちろんのこと、世界的に著名なオーケストラなどによる多彩な公演が開催され、「クラシック音楽の殿堂」として、京都における音楽の鑑賞・活動のための拠点施設の役割を担っています。

【今後の方向性】

平成27年に開館20周年を迎えたことを契機に、よりクラシック専用ホールとしての特色を活かした事業展開に努めるとともに、施設・設備の機能向上や、計画的な改修・修繕に向けて検討を進めます。

また、京都市交響楽団のフランチャイズホールとして、ソフトとハードが連携し、一層の音楽芸術文化の振興を図ります。

今後も、京都の文化芸術の創造・発信拠点として、ロームシアター京都と両輪となって、「文化芸術都市・京都」の創生を進めます。

京都市交響楽団

【現状】

京都市交響楽団は、昭和31年4月に、「市民文化の形成と青少年の情操の向上、住民の福利の増進に資する」という理念の下、日本で唯一の自治体直営オーケストラとして発足しました。平成21年には、「自治体直営」の枠組みは維持しつつ、運営を公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団に移管し、ホールとの一体的なマネジメントと、より自由度の高い経営により、多彩な事業展開と集客力の強化を実現するとともに、演奏力も飛躍的に向上し、平成27年にはサントリー音楽賞を受賞しました。平成28年に創立60周年を迎ましたが、その記念事業の一環として、平成27年度に実施したヨーロッパ公演で大好評を博するなど、我が国を代表するオーケストラとして成長を遂げています。

【今後の方向性】

更なる演奏力の向上を図り、芸術性の高い演奏会をより多く提供するとともに、市民のオーケストラとして、福祉施設等への訪問演奏や、小・中学生を対象とした音楽鑑賞教室、楽器講習会等の実施により、将来の音楽文化の担い手の育成にも積極的に取り組みます。

多彩かつ魅力的な事業の実施を通して、「京響」を身近に感じていただくとともに、改めて市民の誇りとなる「文化芸術都市・京都」にふさわしいオーケストラとして更なる前進を図ります。

地域文化会館（東部文化会館、呉竹文化センター、西文化会館ウェスティ、北文化会館、右京ふれあい文化会館）

【現状】

文化会館は、市域の文化圏を東部・西部・南部・北部に分け、各地域に文化活動の場を確保することを目指す「中規模文化圏構想」に基づき、昭和62年の東部文化会館を始めとして、市内5箇所に設置したものです。

市民の皆様の文化芸術活動の拠点としての役割に加え、地域の子どもたちを対象に行うミニコンサートや地元企業、教育機関と連携した楽器講習会などの教育プログラム、また、市民の幅広い文化芸術活動の支援など、文化芸術活動の活性化に取り組んでいます。

【今後の方向性】

今後は、地域の情報や文化芸術に関する市民ニーズをより把握する体制を整え、地域の生活や文化との関係を重視した施設間のネットワーク形成の強化に取り組みます。

また、各館において、文化事業の企画・運営・調整に携わるコーディネーターの確保・育成に努め、文化芸術に関わる人材の育成に取り組むとともに、地域に密着した事業の支援の充実を図ります。

京都市美術館

【現状】

京都市美術館は、昭和3年に京都で挙行された天皇即位の大礼を慶祝記念し、多くの市民・経済界の協力を得て、昭和8年11月13日に「大礼記念京都美術館」の名称で、日本で2番目の大規模公立美術館として開設しました。平成12年には、別館も開館し、展覧会機能を充実させています。

開館以来、京都画壇を中心に、質の高いコレクションを収集するとともに、主催展、公募展、海外展など、多彩な展覧会を開催しています。また、市民に発表の場を提供するのももちろんのこと、公募展「京展」の開催により、多くの著名な作家を輩出し、若手作家の育成に努めるなど、常に京都の文化芸術を牽引してきました。

しかし、開館から80年以上が経過し、建築・設備の老朽化に加え、展示スペースや収蔵庫スペースの不足など、運営上の様々な課題に直面していることから、平成26年3月には目指すべき将来像を示す「京都市美術館将来構想」を、平成27年3月には、構想で示した理念を具体化する「京都市美術館再整備基本計画」を策定し、再整備に向けた取組を進めています。

【今後の方向性】

再整備では、近代建築として評価の高い本館は建物を保存・継承しつつ、全面的な改修を行います。また、地下空間を活用しつつ、新たな展示室と収蔵庫を備えた新館を建設します。これにより、豊富なコレクションを活用した常設展示室を設けるとともに、美術の“今”を発信する現代美術の展示を実現します。更に、エントランス空間やトイレ、ロビーモード機能の充実、カフェやミュージアムショップなどの整備により、来館者サービスの向上を図ります。

ソフト面においても、芸術系大学や教育機関等との更なる連携、普及・教育活動の強化、学芸員をはじめとするスタッフの充実などが不可欠であり、様々な手法を検討します。

今後も、これまでに積み重ねてきた伝統は継承しつつ、新たな機能や魅力を加えることにより、国内外の多くの人々を魅了し、市民に愛され続ける、文化芸術都市・京都にふさわしい世界に誇れる美術館を目指します。

京都市動物園

【現状】

京都市動物園は、大正天皇のご成婚を記念して、市民の寄付金と市費によって明治36年4月に全国で2番目に開園し、全国初となる「ゴリラ」の繁殖や動物とふれあえる場である「おとぎの国」の開設等、全国に先駆けた取組を行ってきました。

開園以来100年以上経過し、園全体の再整備を行うに当たり、「動物園大好き市民会議」の議論を基に、平成21年11月に「共汗でつくる新『京都市動物園構想』」を策定し、人も動物も楽しい新たな都市型動物園を目指し、7年間にわたって開園しながら整備を進め、平成27年11月にグランドオープンしました。

【今後の方向性】

動物園本来の機能である「動物の飼育・展示」、「環境教育」、「種の保存」、「研究」の充実はもちろんのこと、「動物園学術顧問会議」における有識者の意見を参考に、生き物・学び・研究センターを中心に、これまでの取組を体系的に見直し、全ての世代の人々に常に新鮮な感動を与えることができるような教育プログラムを策定し、実施していきます。

また、更なる活性化に向けた事業やイベントを継続的に実施し、広く京都市動物園の魅力を発信することで、リピーターの確保と新たな入園者の開拓を目指します。

これらの取組に加え、「サポーター制度」を活用し、市民、企業、法人に働きかけることより、更なる財源の確保を図り、安定的な運営を目指します。

今後は、施設整備の効果による入園者増を一時的なブームに終わらせないよう、教育プログラムやサービスの向上など、ソフト面の充実を図り、ハード整備との相乗効果を図ります。

元離宮二条城

【現状】

二条城は、慶長8年（1603）年に徳川家康により、京都御所の守護と將軍上洛の際の宿泊所として築造されて以降、数多くの歴史の舞台となり、とりわけ、慶応3年（1867年）に第15代將軍慶喜が二条城において、大政奉還の意を表明したことは、広く知られるところです。その後、時を経て、昭和14年に宮内省が二条城を京都市へ下賜し、昭和15年に、恩賜元離宮二条城として一般公開を始めました。

敷地全体が史跡指定されているほか、国宝二ノ丸御殿（6棟）をはじめとする重要文化財（建築物及び美術工芸品）、特別名勝庭園等を有し、世界遺産にも登録されています。

現在も国内外から、数多くの来城者を迎えていますが、一方で、二条城の国宝・重要文化財の建造物の多くに、価値を失いかねない損傷が進行しています。平成23年度からは、修理期間約20年間、経費約100億円を見込み、「元離宮二条城本格修理事業」を実施していますが、長期的な財源確保等が必要です。

【今後の方向性】

世界遺産・二条城を責任を持って保存し、次代へ継承していくため、「元離宮二条城本格修理事業」を着実に進めます。本格修理に係る長期的な財源の確保と文化財保護の重要性について啓発を行うため、「一口城主募金」や「二条城MICEプラン事業」を実施しており、今後も取組を進めていきます。

また、文化庁の京都への全面的な移転が決定したことに加え、政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」においても、『文化財』を、『保存優先』から観光客目線での『理解促進』、そして『活用』へ」と掲げられたことを受け、貴重な文化財を保存・継承していくことを前提に、日本を代表する文化財である世界遺産・二条城の今までにない大胆な活用とおもてなし機能の強化を図ります。

文化財　近代化遺産

【現状】

（1）無鄰菴

無鄰菴は、明治27年～29年に造営された明治・大正時代の元老山県有朋の別荘であり、庭園と母屋・洋館・茶室の三つの建造物によって構成されています。特に、庭園は施工主山県有朋の指示に基づいて、七代目小川治兵衛により作庭され、昭和26年6月には、近代の名園として、国の名勝に指定されました。

本市による管理は、昭和16年に財団法人無鄰菴保存会から寄附を受けたことから始まり、同年7月から公開を開始しており、平成4年からは、日露戦争開戦直前の外交方針を決めた「無鄰菴会議」が行われた洋館の一般公開を行っています。平成28年4月からは、民間活力の導入による一層の施設の活用、活性化を図るため、指定管理者制度を導入しました。造営後、約120年が経過しており、庭園・建造物の老朽化が著しく、中長期的な検討が必要な状況にあります。

(2) 旧三井家下鴨別邸

旧三井家下鴨別邸は、三井家の別邸として、大正14年（1925）に10代・三井八郎右衛門高棟（たかみね）によって建築された邸宅であり、建築に当たっては、木屋町三条上るにあった三井家の木屋町別邸（明治13年（1880）建築）が主屋として移築され、この主屋に増築する形で玄関棟が新築されました。同地には三井家の先祖を祀る顕名靈社（あきなれいしゃ）が遷座されており、その参拝の休憩所として建築されたのが現在の別邸であり、主屋、玄関棟、茶室が現存しています。

その後、三井家下鴨別邸は、昭和24年に三井家から国に譲渡され、昭和26年以降、京都家庭裁判所長宿舎として平成19年まで使用されていましたが、近代和風建築として価値が高いことから、平成23年6月に重要文化財に指定され、同年10月から本市が管理することとなりました。平成24年から進めてきた保存修理事業が終了し、同年10月から指定管理者による公開事業を開始しています。

(3) 岩倉具視幽棲旧宅

史跡岩倉具視幽棲旧宅は、幕末から明治新政府で活躍した岩倉具視が明治維新以前の元治元年（1864）から慶応3年（1867）の間、世を避けて隠れ住んでいた旧宅で昭和7年3月に国の史跡に指定されました。

所有者は大正9年（1920）に設立された財団法人岩倉公旧跡保存会（理事長岩倉具忠氏）でありましたが、平成23年度に岩倉具視幽棲旧宅の保存整備工事を終えたことを契機に本市への寄付の申し出をされ、平成25年6月から本市による旧宅の公開事業を開始しました。平成28年4月からは、指定管理者による公開事業を開始しています。

【今後の方向性】

上記（1）～（3）共通

本施設は、文化財であるため、保存・維持・継承が求められる中、指定管理者による公開事業としては、一定の収益が求められるため、保存・維持・継承と活用とのバランスが重要となります。

文化財の適切な維持管理はもちろんのこと、施設が有している機能を生かした積極的な活用を推進していきます。また、安定的な運営をするための運営体制の強化、近隣施設との連携、類似施設とのネットワークの構築等、文化財の保存・維持と活用とのバランスを考えた運営を行います。

京都市考古資料館

【現状】

京都市考古資料館は、市内の発掘調査で出土した貴重な文化財を展示する施設として、昭和54年に開館しました。展示された遺物は、本市にとって貴重であるだけでなく、京都が長らく首都であったことから、日本各地はもちろんヨーロッパも含めた世界各地の文物が含まれており、その展示目的は市民への周知に限定していません。

考古資料館は、学芸員資格に必要な博物館実習の場として活用されるほか、地域の文化財ボランティアの活動拠点として利用されています。また、京都市考古学講座を毎月京都アスニーと連携して開催しており、市民への文化財保護の周知に取り組んでいます。

しかし、展示可能面積が 674m^2 と、政令指定都市の歴史・考古系博物館としては小規模であり、日本最大の出土量と質を誇る本市の埋蔵文化財の特性を生かした規模の施設になるための検討が求められるとともに、考古学講座の有する大学数が日本最多であることを活かした大学・学生との連携の場としての活用が求められています。

【今後の方向性】

今後は、本市の文化財の質と量に見合った展示・収蔵機能を果たすべくそのあり方の調査・研究を行います。

市内の考古学講座を有する大学と連携した合同企画展の開催にとどまらず、文化首都京都から全国各地の埋蔵文化財技師の育成の拠点としての機能を強化するとともに、将来を担う世代へのアピール及び将来を担う世代と文化財に関する交流を進めるためのネットワークの確立に向けた研究を行います。

また、日本で唯一「都市史」をメインテーマに据えることのできる京都市の特性を生かした展示・公開機能の充実を図るとともに情報発信を積極的に行います。

京都市歴史資料館

【現状】

歴史資料館は、昭和40年に設置された京都市史編さん所を前身とし、京都の歴史に関する資料の保存及び活用を図り、市民の文化の向上及び発展に資するための施設として、昭和57年11月に開館しました。

歴史資料館では、京都の歴史に関する調査・研究の成果を出版するとともに、市内の旧家や社寺等から寄贈・寄託を受けた古文書等の歴史資料を良好な状態で整理・保存し、館内での展示や来館者への閲覧、各種講座の開催や歴史相談など、市民の文化の向上・発展のための取組を実施してきました。

さらに個人所蔵や地域の共有文書等の資料収集、研究等も行っており、これらの蓄積を基に、より市民の方々に身近な、京都の歴史の保存と継承について伝えていく必要があります。

このためにも、年々増加する資料による施設の狭隘化、老朽化に対する対策を検討することが必要です。

【今後の方向性】

歴史資料館に蓄積された多くの貴重な資料を活用し、「歴史都市・京都」の保有する伝統文化の魅力を、来館者のみならず、インターネット上でも正しく、分かりやすく伝える取組を推進します。

さらに、歴史資料館の価値を発信し、これまで以上に「地域に貢献し、活用される歴史資料館」を目指し、取組を進めます。

また、市内にある他施設との連携強化に取り組み、京都の歴史の保存と継承に努めます。

京都市立芸術大学

【現状】

京都市立芸術大学は、明治13年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された、京都府画学校を母体とする日本で最も長い歴史を持つ芸術大学です。美術と音楽を両軸とし、京都に蓄積された豊かな美の伝統を背景に、建学以来130年以上にわたって、国内外の芸術界・産業界で活躍する優れた人材を輩出してきました。

また、大学における教育研究活動の成果を、積極的に一般に公開、発信するため、展覧会、演奏会、公開講座、地域・産業界・教育研究機関・芸術諸機関等との連携事業など、様々な事業を実施しています。

昭和55年に現在の西京区大枝沓掛のキャンパスに移転しましたが、施設の狭隘化や耐震性やバリアフリー等の課題の解決を図るとともに、大学の更なる発展を期して、京都駅東部の崇仁地域へ移転整備することとしています。

【今後の方向性】

今後は、京都駅東部エリアへの移転整備に向けて、平成27年3月に策定した「京都市立芸術大学移転整備基本構想」を基に、移転整備の全体コンセプトや施設の配置計画、事業規模、事業スケジュール等を盛り込んだ「移転整備基本計画」を策定するとともに、平成35年度の供用開始を目指し、移転に向けた取組を推進していきます。

京都国際マンガミュージアム

【現状】

京都国際マンガミュージアムは、烏丸御池にある元・龍池小学校を活用し、研究、博物館・図書館、生涯学習、新産業創出、人材育成の各機能を有する日本初のマンガ文化の総合拠点として、京都精華大学との共同の下、平成18年度（11月25日）に開館しました。

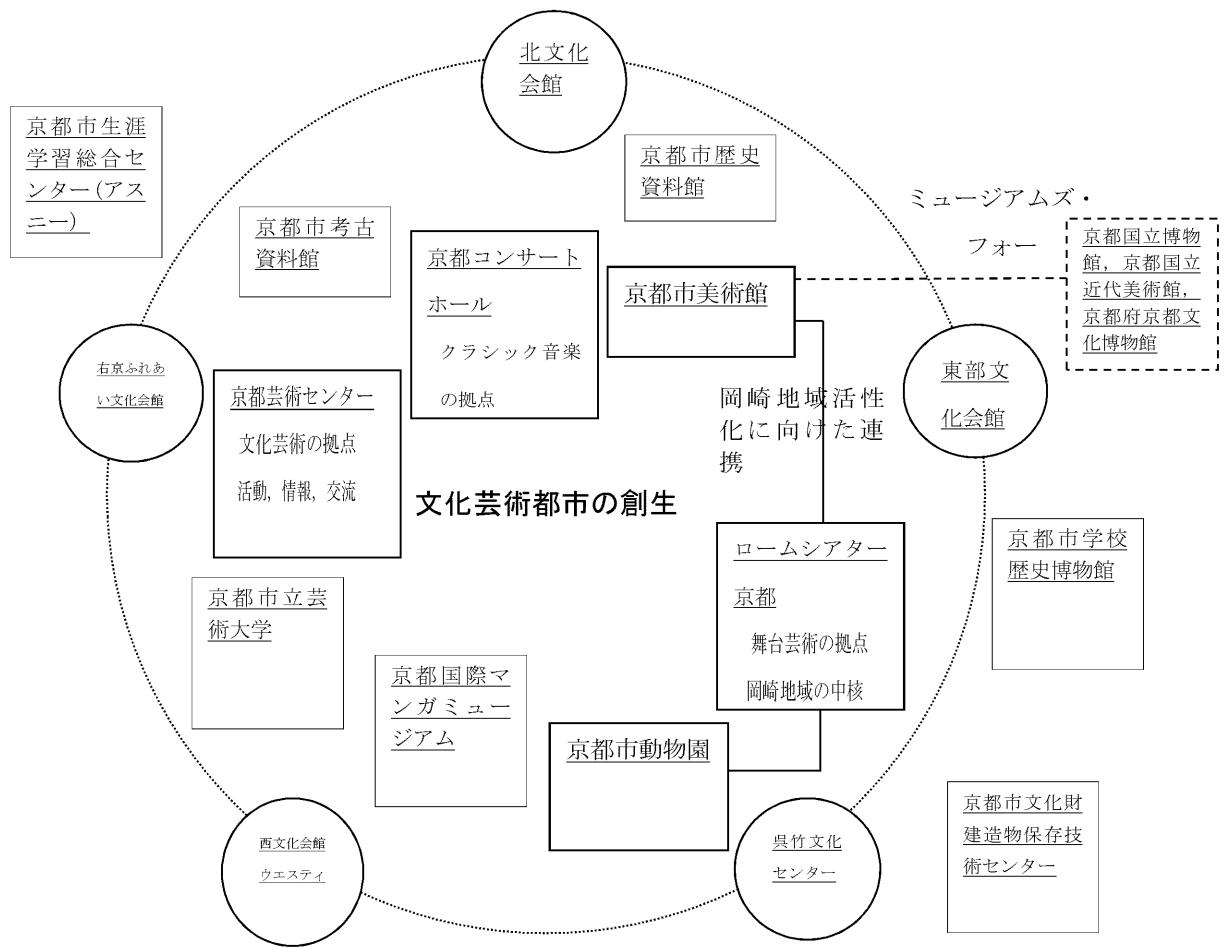
本施設には、明治時代の雑誌や戦後の貸本など貴重な歴史資料や、現在の人気作品、海外の作品等のマンガ資料約30万点（2015年現在）が収蔵されており、また、開館以来、マンガをテーマにした常設展示、特別展示、著名マンガ家等の講演会、ワークショップ等の事業を展開し、現在、国内外から年間約30万人の来館者が訪れています。

【今後の方向性】

マンガは、文化芸術振興基本法で、「メディア芸術」に位置付けられ、国においても、各種施策が展開されており、生涯学習、文化創造、観光誘致、産業振興といった幅広い分野で多くの可能性を持っています。

今後は、研究機能、博物館・図書館機能、生涯学習機能はもちろん、マンガに携わる人材の育成や、マンガのキャラクターなどを活用した地場産業の振興や観光振興に寄与することを目指し、取組を進めます。

＜文化芸術に資する京都市の主要施設＞



方向性4：様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

京都には、多種多様な文化芸術に携わる人々が集っています。ここ京都を舞台に、国内外との文化交流が盛んに行われるとともに、世界の英知を集め、独自の先端産業が開花するなど、世界にも類を見ない厚みのある文化芸術が形成されてきました。その京都に、平成28年3月に文化庁が全面的に移転することが決定されました。また、平成3年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした、日本で開催される国際的なスポーツの祭典は、京都の奥深い文化芸術やまちの魅力を発信するまたとない機会となります。また、政府は外国人観光客数を2020年には4000万人、2030年には6000万人に増加させるとして高い目標を掲げており、目標を達成するために本市には大きな期待が寄せられています。

こうした機運を追い風として、文化芸術分野のみならず、産業、観光分野の国際的なフェスティバルや、大きな節目を迎える周年記念事業を開催します。事業の開催に当たっては、国内外の都市や地域との都市間連携を重視します。同時に、国内外から芸術家を迎え、また派遣し、その地で制作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスの実施、創造都市ネットワークによる都市間連携の活性化等に取り組み、文化庁を迎える京都として、その誇りとする文化芸術を国内外に発信し、文化交流を促進します。このような国内外との様々な文化交流を通して、多様な文化を寛容かつ柔軟に受け入れ、咀嚼し、変化を恐れず常に新たな文化を創造し続けることで、京都の文化の裾野を広げ、深化させることを目指します。

また、京都の文化芸術情報について、国内外の人々に、より手軽に、分かりやすく、質の高い情報を提供できるよう、今後、情報通信技術を利用しながら、情報発信を充実します。

【文化の力で京都から地方創生を実現する】

113★★文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進

オール京都で、受入環境の整備や機運の一層の向上に取り組むとともに、文化庁はもとより、大学等の関係機関、全国の自治体等と連携し、文化の力で京都から地方創生を実現します。

とりわけ、先行移転に伴う文化庁の組織である「地域文化創生本部」（仮称）と連携し、新たな政策ニーズに対応することで、広がりと深みのある文化行政を推進します。

114★文化を通じた全国の地場・伝統産業の振興など地方創生を進めるモデル事業の先行的な実施

全国の自治体、経済界、大学等と連携しながら、日本の文化を振興し、全国の地場・伝統産業の振興など、文化を通じて日本の地方創生を進めるモデル事業を実施します。

115★多様な文化活動の場における文化庁のサテライト機能（文化芸術関係者・団体の交流・連携の創出等）を果たすための取組の推進

二条城等の文化財や、京都芸術センター等の文化活動の現場を、幅広い文化芸術団体や芸術家が集い、交流する文化庁のサテライト機能（交流・連携の創出）を果たす場として活用し、新たな文化行政の裾野を拡大することに貢献します。

【国内外との文化交流を促進する】

116★京都芸術センターを拠点（ハブ）としたアーティスト・イン・レジデンスによる国内外との文化交流の推進

文化芸術都市・京都から、世界中のアーティストをつなぐ窓口としての役割を果たすため、文化庁や関係機関と連携し、京都芸術センターにおいて国内外のアーティスト・イン・レジデンスの活動をつなぐ役割を果たします。

また、京都市景観・まちづくりセンターと連携し、アーティスト・イン・レジデンスの過程において、積極的に京町家を活用します。

117★ＩＣＯＭ（国際博物館会議）京都大会2019の開催の推進

世界各国からの博物館専門家の参加が見込まれ、博物館を中心とする文化イベントとして大きな成果が期待されるＩＣＯＭ京都大会2019が開催されることにより、京都市内博物館施設連絡協議会（京博連）に加盟する博物館との連携を強化するとともに、本市の伝統産業や観光の活性化を推進します。

118★東アジア文化都市2017京都の開催

「東アジア文化都市」は、日本、中国、韓国の各国から選定された3都市において、現代芸術や伝統文化、生活文化等に関連する、多彩な文化芸術イベントや文化交流を実施する事業で、京都市は、中国・長沙市、韓国・大邱広域市とともに2017年の開催都市に選定されています。2017年には京都で、これまでの東アジア文化都市の開催都市等の首長が集まる「東アジア文化都市サミット（仮称）」が初めて開催される予定です。

119★★「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマスターズゲームズ2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催とその成果の継承

東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズ2021等の開催に向け、国とも連携し、文化芸術、産業、観光分野による国際的なフェスティバルや大きな節目を迎える時期の周年記念事業を展開します。また、平成32年（2020年）に向け、市民をはじめ、国内外の観光客、学生、将来を担う若手芸術家、世界中で活躍するアーティストなど人種を超えた世界の人々が京都に集い、京都が持つ文化力を世界に発信し、体感できる祭典を開催し、その成果（レガシー）を継承します。

120★スポーツ・文化・ワールド・フォーラムをキックオフとした京都文化力プロジェクト2016－2020の各種事業の展開

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、京都から日本文化の真髄と深い精神性を世界に向けて発信する多彩な文化の祭典を開催するため、「京都文化力プロジェクト実行委員会」において、実施計画を策定し、事業を実施する。

121★大政奉還150周年記念プロジェクトの実施

平成29年に、二条城での大政奉還から150年を迎えることから、幕末・維新にかけて京都で活躍した先人たちの歩みを改めて振り返り、再評価し、全国にその歴史的価値をアピールするとともに、先人たちを縁を持つ都市と、相互に交流・連携を図る事業を実施します。

122★創造都市ネットワークとの連携（◎新規）

創造都市ネットワーク日本加盟都市との連携による国内の創造都市との交流を深めるとともに、ユネスコ創造都市ネットワークの加盟申請に向けた取組を進めます。

123・留学生の本市文化事業への参加等留学生による文化芸術交流の推進

124・姉妹都市、世界歴史都市連盟加盟都市等との文化交流事業の推進

【京都の文化芸術を伝える・魅せる】

125★文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売するWEBシステムの構築

文化芸術情報サイトにおける海外向けのページのコンテンツを充実するとともに、文化芸術情報、観光情報の相互にアクセスすることができるなど、国内外からの観光客に、より手軽に分かりやすく、より質の高い文化芸術情報を提供します。また、文化芸術イベントのチケット情報の提供などを進めていきます。

126★京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実

京都は、多種多様な文化芸術に関する活動が盛んに行われている都市です。これらの情報を感度よく収集し、適切に編集し、必要なところに必要な時に届くよう発信します。

具体的には、京都芸術センターの持つ「情報センター機能」を基盤としつつ、同センターが運営する「KYOTO ART BOX（京都アートボックス）」を効果的に活用することで、情報の収集・発信機能を充実します。

127★京都館の活用、海外情報拠点での情報発信など、広域的な情報発信の推進

京都館の移転を契機に、国内外の人々を魅了し、京都ファンを増やす産業・文化の魅力発信力を一層強化します。

128★京都観光振興計画2020や京都市MICE（マイス）戦略2020と連携した文化芸術に関する情報の効果的な発信

文化事業等を企画し、情報を発信するためには、観光客に対しても効果的な取組を進め必要があります。

具体的には、「京都市版DMO¹⁹」と連携したコンテンツの発掘や磨き上げ、観光プロモーション等により対象者に応じた発信をすること、本市の観光案内所、民間事業者等（宿泊施設、鉄道会社等）と連携し、文化事業等を効果的に発信することに加え、京都の文化芸術は伝統から現代まで幅広いため、ニーズに応じた効果的な情報発信を展開します。

また、MICEの振興により文化芸術都市・京都の都市の活力を向上させ、市民生活や経済の活性化、京都観光の「質の向上」につなげます。

129★本市職員の文化力を高め、文化の魅力を伝える担い手となるための取組の実施

国内外に京都の魅力を伝えるときに、市民はもとより、様々な人々と交流する機会が多い本市職員、子どもの文化的素養を育む教員が果たす役割は重要です。職員等が率先して、京都の魅力を伝える担い手となれるよう、文化的素養を持った者の採用や、自己研鑽の促進及び研修の実施等により、職員等の文化力を高めます。

130・ICT（情報通信技術）の活用によるタイムリーな情報発信の推進

131・後援等による文化事業の支援

132・障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫

第3章

推進方法

推進方法

文化芸術によるまちづくりは、市民の主体的な活動により実現するものであります。

本計画では、市民、団体（NPO等）、芸術家、大学、企業等と行政がそれぞれが、以下のような役割を踏まえつつ協働し、京都の多様な文化芸術の力を強化することを目指します。

また、創生計画の各施策については、目的や実施しようとする内容に応じて、京都市が中心となって進めるべきもの、市民の活動を支援すべきものなど、様々な推進方法がありますが、京都市が中心的役割と責任を負いつつ、他の行政機関はもとより、市民、NPO、芸術家、大学、企業等と積極的にネットワークを形成し、推進を図ります。

具体的には、文化芸術のまちづくりを総合的に推進するために、京都芸術センターを中心となって官民（文化団体、NPO、大学、行政等）が連携した京都文化芸術コア・ネットワークを活用し、文化芸術の創造、発信を総合的に行います。

1 推進するうえでの役割

(1) 市民、団体（NPO等）の役割

市民、団体（NPO等）の役割は、文化芸術を創造し、楽しみ、支援する者として、また、地域に根差した暮らしの文化を通じたまちづくりの担い手として、京都の文化芸術の豊かさを深く認識し、子どもたちの感性をはぐくみ、未来の京都へつなぐために、文化芸術都市創生の取組に主体的に参画、関与することにあります。

(2) 芸術家の役割

芸術家の役割は、文化芸術を主体的に継承、創造、発信するとともに、国内外の芸術家や文化芸術団体と交流し、また、学術、産業、まちづくり等に新たな活力をもたらすことがあります。

(3) 大学、企業等の役割

大学、企業等の役割は、芸術家、文化芸術を支える専門家や職人等の養成、市民や芸術家への情報発信など、京都の文化芸術の理解者、支援者となることがあります。

(4) 京都市の役割

京都市の役割は、文化芸術都市創生の取組を総合的に推進することです。取組に当たっては、市民の主体的な文化芸術活動と連携するとともに、他の行政機関や団体（NPO等）、大学、企業など、関係機関とのネットワークを築きながら、これを進めます。

(5) 京都文化芸術都市創生審議会の役割

「京都文化芸術都市創生条例」に基づいて設置された、文化芸術関係者や市民、学識、企業等の代表から成る「京都文化芸術都市創生審議会」に第2期創生計画の策定に当たって議論を深めていただきましたが、創生計画の施策の実施に当たっても、引き続き、審議会は多角的な見地からの議論や助言を行い、それを踏まえ、取組の推進を図ります。

2 関係機関との連携及び庁内の連携

(1) 文化庁及び文化庁の先行移転組織である「地域文化創生本部」(仮称)との連携

平成28年3月、文化庁の京都への全面的移転が決定されました。今後、文化庁の移転と機能強化に合わせて、文化芸術の力で京都から地方創生を実現し、本計画をより効果的なものにするために、文化庁及び文化庁の関西拠点である「文化庁文化芸術創造都市振興室」と緊密に連携し、取組を進めていきます。

また、文化庁の先行移転組織である「地域文化創生本部」(仮称)とも緊密な連携を図り、新たなニーズに対応した文化行政に本市も貢献してまいります。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都等との連携

東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年に向けて、全国各地における文化プログラムの実施を支援する「文化庁」、文化プログラムを策定する「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」、そして、オリンピック・パラリンピックのメイン会場となる「東京都」と連携することにより、京都の魅力を発信する取組を、国内外の多くの方々に知ってもらえるよう努めます。

(3) 京都府、関西広域連合等との連携

平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック等に合わせて開催する「京都文化力プロジェクト」の実施に向けて、京都市と京都府、京都商工会議所が協働するなど、オール京都体制で取り組み、日本文化の真髄や日本人の深い精神性を世界に向けて発信し、誰もが気軽に楽しめる文化の祭典となるよう、内外の多くの方々の賛同と取組を呼び掛けていきます。

また、平成22年度に設立された関西広域連合（関西7府県、京都市を含む4政令市が加盟）では、平成32年（2020年）に向けて関西文化の内外への発信を強化し、関西文化を一体となって振興するために、「はなやか関西・文化戦略会議」を設置しました。

こうした取組を通じて、東京オリンピック・パラリンピック等を契機とした文化の発信が関西全体から効果的にできるよう、更なる連携交流を図ってまいります。

(4) 庁内の推進体制の整備

創生計画の着実な実施に向けて、文化芸術都市を創生していくための実効性のある組織となるよう、庁内の連携体制の強化に努めます。

なお、文化芸術施策の推進に関してこれまで大きな役割を担ってきた公益財団法人京都市芸術文化協会や公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団等と、引き続き効果的な連携を図ります。

3 計画の取組の評価・点検等

創生計画の推進状況については、毎年度取りまとめ、「京都文化芸術都市創生審議会」に報告して評価、点検するとともに、京都市ホームページに掲載する等して広く公表します。また、フォーラムの開催など、様々な機会を設けて、多くの市民に周知し、意見を聞く工夫をしながら、取組の点検を行います。

また、国等の示す指標も参考にしながら、必要な基礎データの測定、収集、文化芸術関係者へのヒアリング等を定期的に行うなど、計画の推進状況について、市民により分かりやすい評価と点検を行えるよう取り組みます。

用語解説

1 文化芸術（P 3）

限定的に定義するものではないが、「文化芸術振興基本法」（平成13年12月施行）に準じた、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画・漫画等のメディア芸術、能・狂言・邦舞・邦楽等の伝統芸能、落語、茶道・華道、囲碁・将棋、民俗芸能等のほか、祭礼や、暮らしの文化（京ことばや京都の衣食住の習慣等）等を想定している。

2 文化的景観（P 3）

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの。

3 歴史都市・京都創生策Ⅱ（P 4）

京都市では、平成15年6月に京都創生懇談会（座長 梅原猛氏）からの「国家戦略としての京都創生の提言」を受け、16年に「歴史都市・京都創生策（案）」をまとめた。これを踏まえ、18年11月に京都市の今後の方針や国への要望、提案をより具体化した「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定。「京都らしく美しい景観の保全、再生、創造」、「永年の歴史に育まれてきた文化の継承と創造」、「京都の都市資源を活かした魅力の創造と発信」を三つの目標とし、京都創生の実現を目指している。創生計画は「京都創生策」における文化面の取組の推進をも担うもの。

4 暮らしの文化（P 5）

京ことばや京都ならではの衣食住の習慣、年中行事などをはじめ、京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化。

5 アーティスト・イン・レジデンス（P 5）

芸術家等の滞在制作及び展覧会を支援するとともに、ワークショップ等の交流プログラムを実施することにより、芸術家等と市民との多様な交流を図る様々な芸術体験の場を設け、芸術に関わる人材の育成や文化芸術の促進を目的としている。国内外のアーティストとの文化交流が、地域の活性化やまちの価値の再発見にもつながると期待されている。

6 東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス実行委員会（HAPS：ハップス）（P 7）

芸術家に適した空き家の紹介や、閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援など、芸術家が京都に根差した活動を行えるよう支援するために、京都市が平成23年9月に実行委員会を設立して実施。

7 ビッグデータ（P 8）

日々自動的に収集される膨大な電子データのこと。インターネットの閲覧履歴を自動分析してWEB画面に広告を掲出したり、自動車の走行情報を収集して渋滞情報を提供するなど、ビジネスとしての活用が期待されている。

8 人工知能（P 8）

学習、推論、判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステムのこと。

9 ICT (P 9)

Information and Communication Technology の略語で、情報・通信に関する技術の総称のこと。

10 社会包摂 (P 18)

文化芸術に備わる特性を活かし、社会的に課題を抱えている人々に対して社会参加の機会を開き、社会的課題の緩和や解決に取り組む継続的活動のこと。

11 真のワーク・ライフ・バランス (P 19)

地域や社会における「つながり」の中で求められる自らの役割や責任は何かを考えたうえで、自分のライフスタイルやライフステージに合わせて「生き方」「働き方」を自ら選ぶことで、「生きがい」のある充実した人生を送ること。一般的にワーク・ライフ・バランスは「仕事と生活の調和」を意味しているが、本市ではつながりに着目し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現を推進している。

12 アイデンティティ (P 19)

自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。

13 ユニバーサルデザイン (P 22)

年齢、性別、言語、習慣、心身の状態にかかわらず、すべての人ができる限り利用しやすいように、製品、建物、空間をデザインすることを目指す考え方のこと。

14 ソーシャルデザイン (P 25)

制度設計などを含む広義のデザイン思考を用いて、社会の課題を解決し、新たな社会システムを構築すること。

15 オープンデータ (P 25)

本市の保有する行政情報を、誰でも自由に利用できるよう、営利・非営利目的を問わず、市民等が利用しやすいデータ形式で公開し、データを自由に加工・編集して利用することができるもの。

16 メディア芸術 (P 29)

映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術のこと。

17 コンテンツ産業 (P 30)

マンガ・アニメ、映画・映像、ゲーム等のコンテンツ資源を活かした産業。伝統産業や観光産業など、幅広い産業分野への波及効果と、それによる地域活性化が期待される。

18 MICE (P 30)

M (Meeting/ミーティング)、I (Incentive tour/インセンティブツア)、C (Convention/コンベンション)、E (Event/イベント・Exhibition/エキビジョン) の4つの頭文字をとった造語。多くの集客・交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称で、観光客以上に大きな経済効果が期待される。

19 DMO (P 46)

「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす組織。

參考資料

参考資料

1 施策一覧

各施策を「京都文化芸術都市創生条例」の関係条文ごとに整理すると、以下のとおりとなります。

※ 重要施策は★ゴシック体で表記

最重要施策は★★ゴシック体で表記

関連条文	番号	施策	本計画における新規事業	京都文化芸術プログラム2020+の継承事業
暮らしの文化に対する市民の关心と理解を深めるための施策（第8条）	1	★★「地域に根差した暮らしの文化」の振興		○
	2	★ 伝統産業品等を暮らしの中で活用し子どもの感性を“はぐくむ”取組の推進（◎新規）	○	
	3	★ 文化芸術と暮らしの関係性を再認識する取組など暮らしの文化の継承、普及の促進		
	4	★ 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進による地域に根差した暮らしの文化の継承		
	5	★ 京都の文化、アイデンティティを大切にするための講座等の実施（◎新規）	○	
	6	★ 学校給食における「和食」の充実に向けた取組の推進と情報発信		
	7	★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（後掲）		
	8	京の食文化ミュージアム・あじわい館を活用した京の食文化の普及・啓発		
	9	子どもから大人まで、市民が京都の歴史や文化に触れ、京都の魅力を体験できる機会の創出と発信（市民による京都の魅力再発見事業）		○
	10	小学校における生け花体験や花育活動、公共施設等での飾花を通じた花き文化の振興（◎新規）	○	
	11	京都市学校歴史博物館における教育・人づくりにかけた町衆文化の継承と発信		
市民が文化芸術に親しむことができるようとするための施策（第9条）	27	★ 公共空間や公共交通機関を活用した文化芸術の発信		
	28	★ 市民に周知・啓発するツール、証明書等における文化芸術の活用		
	29	★ 福祉施設に芸術家を派遣する等、社会的に困難を抱えている人々に対して、文化芸術の力を活用して社会参加の機会を充実する「社会包摶」の取組の推進（◎新規）	○	
	30	★ 文化芸術を通じた活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」の実現		
	31	★ NPO法人「障害者芸術推進研究機構」との		

		協働による障害のある方の文化芸術活動支援		
	3 2	本市の文化芸術関係施設における、各施設の特徴を活かした各種文化事業の推進		
	3 3	京都市生涯学習総合センターを活用したセミナー、コンサートの実施等による文化芸術に関する生涯学習の推進		
	3 4	京都市芸術文化協会、京都市音楽芸術文化振興財団等の文化芸術団体と連携した鑑賞・参加型事業の推進		
	3 5	「文化芸術都市・京都が世界に誇るオーケストラとしてより市民に愛される京響」を目指す取組の推進		
	3 6	文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」の推進		
	3 7	京都の文化芸術活動に刺激を与え市民に親しまれる多彩な事業の推進		
	3 8	市民狂言会、市民寄席、京都薪能、華道京展など、市民や観光客が伝統的な文化芸術に身近に触れる機会の提供		
子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策 (第10条)	1 2	★ 華道、茶道、香道をはじめとする伝統的な文化芸術から現代芸術までの幅広い芸術家を小中学校等へ派遣する「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」の実施		○
	1 3	★ 「ほんもの」の魅力が伝わる場所での公演に触れる機会の創出		○
	1 4	子どもたちがものづくり文化に触れる機会の創出		
	1 5	京都市内の小中学校に伝統産業職人を派遣し、生徒が匠の技に触れる、制作体験・実演教室の実施		○
	1 6	文化芸術団体との連携による子どものための各種芸術体験教室等の実施		
	1 7	体験によって興味を持った子どもたちが継続的に伝統的な文化芸術を学ぶための教室の活用		○
	1 8	「みやこ子ども土曜塾」など親子で一緒に文化芸術を体験できるプログラムの実施		○
	1 9	芸術系高校をはじめ市立高等学校等における特色ある文化芸術教育や文化体験活動の推進		○
	2 0	「歴史都市・京都からまなぶジュニア京都検定」や「中高生」による『京都・観光文化検定試験3級』チャレンジ事業」の推進		○
	2 1	京都市ジュニアオーケストラ・京都市少年合唱団の運営や地域文化会館における教育プログラムの実施等、子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進		

	2 2	地域の文化団体等が子どもたちに民俗芸能や、邦楽、邦舞等の伝統的な文化芸術を体験、習得させ、次代に継承するための取組の促進		
	2 3	「京都・和の文化体験の日」の実施など若者を対象とした伝統的な文化芸術や伝統産業に触れる機会の創出		○
	2 4	青少年活動センターにおける新たな若者文化の創造と市民との相互交流を促進する事業の実施		
	2 5	京都市キャンパス文化パートナーズ制度の推進		
	2 6	「近くて楽しい動物園」の実現に向けた取組の推進		
	5 0	★★伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施		
伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策（第11条）	5 1	★ 社会人や通訳、外国人等を対象とした伝統的な文化芸術を理解するための講座の実施		○
	5 2	京都ならではの伝統的な文化芸術の集積を生かした舞台公演の実施等		○
	5 3	京都芸術センター等文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進		
	5 4	伝統的な文化芸術の裾野を広げるワークショップの拡充等		○
	5 5	伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進		
	5 6	古典の日の推進		
	5 7	全国の様々な人が集う伝統芸能の祭典の開催		○
	5 8	国立京都歴史博物館（仮称）の整備に向けた取組		
新たな文化芸術の創造に資するための施策（第12条）	5 9	★ 文化芸術に関するネットワークを活用した新たな文化芸術の創造		
	6 0	★ 社会課題を解決するソーシャルデザインにおける文化芸術の活用により芸術家の活躍の場を拡大する取組（◎新規）	○	
	6 1	★ 文化芸術を発展させるためのオープンデータの活用		
	6 2	★ 「映画のまち・京都」ならではの映画・映像文化等の振興		
	6 3	京都国際舞台芸術祭（KYOTO EXPERIMENT）の開催		
	6 4	京都国際写真祭（KYOTOGRAPHIE）の開催		
	6 5	★ 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援		
	6 6	★★芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進（◎新規）（後掲）	○	

	6 7	★ 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりを支援する東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス（HAPS）の取組の推進		○
	6 8	★ 海外の著名なディレクター、キュレーターの招聘等国内外との文化芸術に関する質の高いコミュニケーションによる人材育成の推進		
	6 9	★ 文化施設間で連携した、文化芸術事業のコーディネーター及び技術者を育成するための取組の推進（◎新規）	○	
	7 0	顕彰制度の効果的な実施		
	7 1	助成金等内定者資金融資制度等による芸術活動へのきめ細やかな支援		
	7 2	★ 京都駅周辺エリアをはじめ、新たな文化ゾーンの創出等による地域の特色づくりの推進（◎新規）	○	
	7 3	★ 「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」等各区の個性をいかした各種文化事業の推進		
文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策（第13条）	7 4	「文化芸術活性化パートナーシップ事業」による地域文化会館の効果的な運営等、芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり		
	7 5	「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の推進		
	7 6	京都市景観・まちづくりセンター等との連携による市民の主体的なまちづくり活動の支援		
	1 1 3	★★文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進		○
	1 1 4	★ 文化を通じた全国の地場・伝統産業の振興など地方創生を進めるモデル事業の先行的な実施		○
国内外の地域との交流を促進するための施策（第14条）	1 1 5	★ 多様な文化活動の場における文化庁のサテライト機能（文化芸術関係者・団体の交流・連携の創出等）を果たすための取組の推進		○
	1 1 6	★ 京都芸術センターを拠点（ハブ）としたアーティスト・イン・レジデンスによる国内外との文化交流の推進		○
	1 1 7	★ ICOM（国際博物館会議）京都大会2019の開催の推進		○
	1 1 8	★ 東アジア文化都市2017京都の開催		○
	1 1 9	★★「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマスターーズゲームズ2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催及びその成果の継承		○
	1 2 0	★ スポーツ・文化・ワールド・フォーラムをキックオフとした京都文化力プロジェクト2016－2020の各種事業の展開		○

	121	★ 大政奉還150周年記念プロジェクトの実施		○
	122	★ 創造都市ネットワークとの連携（◎新規）	○	
	123	留学生の本市文化事業への参加等留学生による文化芸術交流の推進		
	124	姉妹都市、世界歴史都市連盟加盟都市等との文化交流事業の推進		
国内外の人々の関心と理解を深めるための施策 (第15条)	125	★ 文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売するWEBシステムの構築		○
	126	★ 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実		
	127	★ 京都観光振興計画2020や京都市MIC-E（マイス）戦略2020と連携した文化芸術に関する情報の効果的な発信		
	128	★ 京都館の活用、海外情報拠点での情報発信など、広域的な情報発信の推進		
	129	★ 本市職員の文化力を高め、文化の魅力を伝える担い手となるための取組の実施		
	130	ICT（情報通信技術）の活用によるタイムリーな情報発信の推進		
	131	後援等による文化事業の支援		
	132	障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫		
	7	★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（再掲）		
	46	★ 寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進（後掲）		
文化財を保護し、及び活用するための施策 (第16条)	91	★★世界遺産・二条城が文化財保存と活用のモデルとなる取組の実施		○
	92	★ 和装、華道、庭園文化など京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化の振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援（◎新規）	○	○
	93	★ 京都市指定・登録文化財の公開に向けた大規模な改修を推進するなど「未来へつなぐ歴史的建造物等計画的修理事業」の実施		○
	94	★ 市独自の文化遺産を維持、継承、活用するための先駆的な取組等の推進		○
	95	★ 豊かな文化の根源となる生物多様性を守るための取組の推進		
	96	みやこ文化財愛護委員、京都市文化財マネージャーの育成		
	97	若年層がほんものの歴史や文化財に触れる機会を増やし、地元の歴史への理解や文化遺産を大切にする意識の向上の推進		

景観を保全し、及び再生するための施策（第17条）	9 8	文化財への愛護思想と防火意識の向上を目的とした防火防災教育・研修の実施		○
	9 9	市指定文化財等への指定・登録や文化財防災マイスターの養成など地域と連携した文化財の保存及び活用の推進		
	1 0 0	地域づくりの中核となる文化遺産を市民が保存・活用するための取組の促進		
	1 0 1	文化財の保存と活用の推進及びM I C E 活用への展開		○
	1 0 2	琵琶湖疏水をはじめとした近代化遺産の活用		
	1 0 3	京都における新たな世界遺産の登録		
	7	★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用（再掲）		
	4 6	★ 寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進（再掲）		
	4 7	自然・歴史的景観等、美しく京都らしい景観を守るために各種制度の効果的な運用		
	4 8	「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進		
	4 9	京町家の保全・再生・活用の取組の推進		
	1 0 4	★ 文化芸術の視点による京都らしい景観の向上		
	1 0 5	★ 公共工事の現場において、文化芸術により、イメージアップを図るための取組		
施設の充実を図るための施策（第18条）	1 0 6	無電柱化の推進による都市災害の防止と歴史的景観の向上		○
	1 0 7	京都の景観をかたちづくる屋外広告物制度の適正な運用		
	1 0 8	★★京都市美術館の再整備の推進		○
	1 0 9	★ ロームシアター京都を拠点とした劇場文化の創造・発信		○
	1 1 0	★ 京都市立芸術大学の移転整備		○
文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策（第19条）	1 1 1	文化芸術活動を支え、発表する場（拠点）の整備等		
	1 1 2	文化芸術関連機関・施設の交流や連携の促進		
	8 1	★ 文化芸術資源を再認識し、文化芸術資源と学術・技術の融合による新たな価値・イノベーションの創出（◎新規）	○	
	8 6	京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進		
	8 7	京都芸術教育コンソーシアム等における芸術系大学との連携の推進		
	8 8	京都が誇る大学・研究機関等の集積の活用		
	8 9	京都市考古資料館での大学等と連携した合同企画展の実施		○

	9 0	番組小学校創立150周年・京都市学校歴史博物館開館20周年記念事業の実施		
文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策（第20条）	6 6	★★★芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進（◎新規）（再掲）	○	
	7 7	★ 京都の衣食住等の暮らしの文化をいかした観光振興の推進（◎新規）	○	
	7 8	★ 文化財や文化施設が持つ魅力を最大限に引き出し、積極的に活用するための取組の推進		
	7 9	★ 最新のコンテンツを活用した文化芸術の創造・普及（◎新規）	○	
	8 0	★ 多様な価値観の変化に合わせた伝統的な文化芸術・伝統産業の一体的な発信（◎新規）	○	○
	8 2	「京もの」の海外進出支援事業の推進		○
	8 3	「伝統産業の日」の全国拡大をはじめとした伝統産業の振興		○
	8 4	多様な地域資源を活かしたメディア芸術（コンテンツ産業）の振興		○
	8 5	暮らしの文化と密接に関わる農林業施策における「食の文化」「花の文化」「木の文化」の振興（◎新規）	○	
	3 9	★ 若手芸術家やクリエイター等の市民・民間団体の活動をサポートし、異なるジャンル間のネットワークを形成するための場・機会の提供		
市民の自主的な活動を支援するための施策（第21条）	4 0	芸術系NPO等との連携の促進		
	4 1	京都で開催される文化芸術の事業を京都全体で一体的に発信するため、京都文化芸術コア・ネットワークを基盤とした「アートエキシビション・京都」の実施		○
	4 2	文化ボランティア活動の機運を高める取組の推進		
	4 3	市民ふれあいステージ、京都さくらパレード等の開催による市民の文化芸術活動の支援		
	4 4	東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした、市民、企業等の民間団体、文化芸術団体や芸術系大学等と連携した文化芸術イベントの開催		○
	4 5	「世界遺産・二条城一口城主募金」や「京都市動物園サポーター制度」など、文化芸術を支える基金に対する市民や企業等の一層の賛同・協力の促進		

2 京都市文化政策・戦後の歴史

年度	事項
昭和 20	恩賜京都博物館（現・京都国立博物館）で京展開始
23	京都市立堀川高校音楽課程（現・京都市立京都堀川音楽高校）開設
25	京都市立美術大学（現・京都市立芸術大学）開設 華道京展及び薪能開始 京都国際文化観光都市建設法施行
27	京都市立音楽短期大学（現・京都市立芸術大学）開設
31	京都市交響楽団発足
32	市民寄席開始
33	教育委員会との覚書により、市長部局が文化行政を直轄 市民狂言会開始
34	京都市文化団体懇話会（現・公益財団法人京都市芸術文化協会）発足
35	京都会館開設
43	京都市文化功労者表彰開始
50	京都市芸術新人賞・功労賞開始
51	埋蔵文化財研究所開設
53	世界文化自由都市宣言
55	中規模文化圈構想策定
56	京都市文化財保護条例制定
61	東部文化会館開設、以後、各地域に文化会館を順次開設
平成 2	芸術祭典・京開始（～15年）
6	平安建都1200年、京都まつり開始（～16年） ユネスコ世界文化遺産に「古都京都の文化財」を登録
7	京都コンサートホール開設
8	京都市芸術文化振興計画策定
9	京都映画祭開始 京都の秋音楽祭開始
12	京都芸術センター開設 京都市芸術文化特別奨励制度開始 京都市美術館別館開設 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター開設
14	京都市文化ボランティア制度開始
15	京都市芸術文化振興計画推進プログラム策定
16	助成金等内定者資金融資制度開始
17	京都文化祭典開始
18	京都文化芸術都市創生条例制定
19	京都文化芸術都市創生計画策定 京都創生座開始 ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業開始
20	子ども舞台芸術鑑賞支援事業開始

年度	事項
21	ユネスコ無形文化遺産に「京都祇園祭の山鉾行事」を登録
22	京都国際舞台芸術祭開始
23	国民文化祭・京都2011開催 重要文化財「旧三井家下鴨別邸」が本市の管理へ移行
24	若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり事業開始 「古典の日に関する法律」の制定
25	国指定史跡岩倉具視幽棲旧宅が本市の管理へ移行 京都をつなぐ無形文化遺産制度による初選定
26	京都・和の文化体験の日開始 琳派400年記念祭開催 PARASOPHIA：京都国際現代芸術祭2015開催
27	京都文化芸術プログラム2020策定 京都市動物園再整備完了 ロームシアター京都リニューアルオープン 伊藤若冲生誕300年記念事業開催 文化庁の全面的移転方針決定
28	京都文化芸術プログラム2020 ⁺ 策定 スポーツ・文化・ワールド・フォーラム開催 京都文化力プロジェクト2016-2020開始 東アジア文化都市2017京都開催 大政奉還150周年記念プロジェクト開催 第2期京都文化芸術都市創生計画策定

3 第1期京都文化芸術都市創生計画の後半期（平成24－28年度）の取組と成果

創生計画は、平成18年制定の「京都文化芸術都市創生条例」第7条第1項に基づき定めた計画です。

創生計画は、「文化芸術によるまちづくり」を中心的な理念とし、単に文化芸術活動を活発にすることを目指すだけではなく、文化芸術によって、市民生活や都市の在り様に具体的かつ良好な影響を及ぼし、文化芸術によるまちづくりで都市を創生することを主眼に置いて策定しました。

更に、全国のあらゆる都市に先駆けて、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すために、計画前半期において取り組んだ「五つの京都先行プロジェクト」の理念を継承し、計画後半期においては、文化芸術に関する重要な取組として、9施策を構想しました。

施策は、現代の複雑な社会状況に的確に対応するとともに、文化の「生まれ、伝わり、また次の芽を養う」という循環的な仕組みを踏まえ、三つの施策群として設定しました。

取組の主な成果は、次のとおりです。

(1) 重要施策群1：継承と創造に関する人材の育成等

ア 伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組

京都の貴重な伝統芸能文化を、現代に息づくものとして広く発信し、将来に継承する拠点施設「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）」の誘致を目指し、センターのイメージを明らかにするモデル事業「五感で感じる和の文化事業」において、創作公演、レクチャー、ワークショップ等を開催し、京都における伝統芸能の集積を活かした事業を展開してきました。

また、この拠点施設の整備は、日本の財産であり、世界の宝である京都の文化芸術を守り、育てるために必要な国家的課題であることから、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」に基づき、国の特別措置も求めつつ国家戦略として行っていくことを、国に要望してきました。

文化庁京都移転を契機に国立京都伝統芸能文化センター（仮称）に求める機能を改めて検証し、伝統芸能文化の更なる創生に向けて、本市の取組について検討を進めています。

イ 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

芸術家たちが夢を育み、京都のまちで大きく育っていくことを目標とし、京都芸術センター事業や京都市芸術文化特別奨励制度等による芸術家の育成・活動支援を行っています。

京都芸術センターは、京都市の文化芸術振興の拠点施設として、芸術家、芸術関係者の育成のための事業を実施し、芸術作品の制作、練習の場所を提供する制作、発表支援事業をはじめ、幅広い分野の若い芸術家の活動支援を行うアートセンターとして認知されるとともに、多くの芸術家を輩出してきました。

また、京都市芸術文化特別奨励制度は、京都芸術センター開設と同時に制度を発足し、平成28年度の奨励者を含めて、これまで延べ35組を認定し、将来飛躍する可能性を秘めた芸術家を支援しています。

ウ 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

子どもたちが、優れた文化芸術の輝きに触れ、その感性が育まれることを目指し、京都の優れた芸術家を小学校等に派遣し、文化芸術に関わる講話や実技指導等を行う事業、「ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業」を実施し、学校等に年間約20箇所を訪問し、ワークショップを行ってきました。

また、平成27年度からは、伝統的な文化芸術の分野の講義数を増やし、年間約40箇所を訪問し、「和の文化」に接する機会を充実してきました。更に平成28年度からは、ワークショップや講義の次の展開として、伝統芸能の公演鑑賞事業を試行実施し、子どもたちに伝統的な文化芸術に触れる機会の更なる充実を図っています。

東京オリンピック・パラリンピックを迎える時期に青年期に達する子供や学生を対象として、文化芸術に触れる機会を創出し、京都ならではの文化芸術教育を一層進めることにより、文化芸術の次世代の「担い手」「支え手」を育てることの更なる充実を図りました。

(2) 重要施策群2：創造環境の整備

ア 京都会館の創造・発表拠点としての再整備

公共文化ホールの先駆けとして昭和35年に建設された京都会館の再整備に着手しました。再整備完了後は、劇場文化の拠点として、ロームシアター京都の魅力と感動を多くの方に実感いただけるよう、「ロームシアター京都オープニング事業」を開館後1年間にわたって実施しました。

また、京都市美術館の将来構想の策定・再整備の推進や京都市立芸術大学の移転推進など、更なる文化施設の環境整備を進めています。

イ 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実（新規掲載）

京都芸術センターの持つ「情報センター機能」を基盤とし、同センターが培ってきた事業アーカイブや人的ネットワークを活用し、情報の収集、発信機能を充実してきました。

また、京都で文化芸術を支える専門家のネットワーク、「京都文化芸術コア・ネットワーク」を設立し、情報交流のプラットフォームを構築するとともに、コア・ネットワークのメンバーの有志が、京都の文化芸術に関わる拠点やイベントの情報を収集し、広報誌、マップ、WEB等で発信する「ART GRID KYOTO」プロジェクトを京都国際現代芸術祭2015の会期に合わせて実施しました。

また、文化芸術に関する多種多様な情報を、より質の高いものとして提供できるよう、情報通信技術を活用し「KYOTO ART BOX」の機能充実やSNSによる情報を発信するなど、充実してまいりました。

更に、文化芸術と観光等の情報サイトとの連携など、多言語化による国内外への情報発信の拡充を検討してきました。

ウ 国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進

京都国際現代芸術祭2015や京都国際舞台芸術祭、東アジア文化都市2017京都、京都文化力プロジェクトなど国際的な祭典を開催し、国内外との文化芸術交流を行いました。

また、京都芸術センターを中心に国内外のアーティスト等を受け入れ、交流するネットワークの構築やアーティスト・イン・レジデンス事業を展開するとともに、文化庁文化芸術創造都市振興室と連携したアーティスト・イン・レジデンス事業や交流事業等を実施することにより、文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進を図ってきました。

(3) 重要施策群3：文化芸術と社会の出会いの促進

ア 文化芸術と暮らしを改めて結び付けるための取組

市民の、文化芸術に日常的に親しみたいという潜在的なニーズに応え、目利き、見巧者と呼ばれる鑑賞者を育成するため、京都文化芸術コア・ネットワーク等によるギャラリーやアトリエ等の見学会、レクチャー、ワークショップを開催しました。

また、京都をつなぐ無形文化遺産制度により、「京のきもの文化」「京の食文化」「京・花街の文化」「京の地蔵盆」の選定を行い、京都のまちに脈々と受け継がれてきた暮らしの文化を再認識し、未来に引き継がれるよう、取組を進めています。

イ 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

計画前半期に実施した「文化芸術による地域のまちづくりモデル事業」の取組成果を活用しつつ、アーティストによる地域におけるワークショップの実施や、地域の祭りへの芸術家の協力等、地域活性化に資する取組を展開してきました。

また、京都市が支援する各区における事業等に「文化芸術による地域のまちづくり事業」ロゴマークを活用し、各区における文化芸術の取組情報を集約しました。この各区における取組情報をもとに、「京都おもてなし百科（仮称）」の作成や、地域における暮らしの文化を通じたまちづくりについて話し合う場の創設を検討するなど、文化芸術による地域のまちづくり支援の検討を進めていくことにつなげていきます。

また、みやこ文化財愛護委員や、京都市文化財マネージャーを育成し、地域の文化財の魅力発見につなげる取組を進めています。

ウ 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

若手芸術家が京都に留まり、社会課題ともなっている空き家等を活用することを通じて、まちに活力を生み出すことを目指し、若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりを推進する「東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス実行委員会」（略称：HAPS）を設立しました。

様々な相談に対応する総合サポート窓口を設置し、芸術家に適した空き家の紹介や閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援など、芸術家が京都に根差した活動を行えるような取組を進めています。

これらの取組のほか、2020年に向けた日本の文化プログラムのキックオフと位置付けた「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の京都での開催、琳派400年記念祭、伊藤若冲生誕300年記念事業、京都国際マンガアニメフェアの開催、祇園祭後祭の復興支援、京都市交響楽団の活躍など、国内外から注目される施策・事業に取り組みました。

4 京都文化芸術都市創生条例

平成18年3月27日公布
平成18年4月1日施行
条例第137号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策
 - 第1節 文化芸術都市創生計画(第7条)
 - 第2節 文化芸術都市の創生のための施策(第8条～第21条)
- 第3章 京都文化芸術都市創生審議会(第22条～第24条)
- 第4章 雜則(第25条)
- 附則

ここ京都では、1200年を超える悠久の歴史の中で、多様な文化芸術が重層的に蓄積されてきた。これは、常に外からの刺激を受容し、咀嚼するという京都の先人たちの進取の気風により、創意工夫がされてきたことに負うところが大きい。そして、このような文化芸術の蓄積は、学術研究や産業との結び付きを通して、より厚みを増している。

京都の文化芸術は、社寺や町家をはじめとする伝統的な建築物及びこれにより形成されている歴史的な町並みが山紫水明と形容される自然の風景と溶け合った都市環境から大きな影響を受け、また、これに影響を与え、市民の暮らしに根を下ろすとともに、国内外の人々との自由かつ継続的な交流の機会をもたらした。これにより、京都は、日本のみならず世界においても、比類のない魅力に富んだ都市となっている。

将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、無からの文化芸術の育成や振興ではなく、優れた文化芸術の保存と継承により、創造的な活動が不断に行われるとともに、文化芸術が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらし、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

ここに、本市は、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで文化芸術都市の創生に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創生に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術都市の創生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術都市の創生を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術都市の創生」とは、次条の基本理念の下、市民の暮らしに根を下ろした文化芸術を一層魅力のあるものとすることにより、市民に大きな生きる喜びをもたらすとともに、活気あふれるまちづくりの源泉とし、もって常に新たな魅力に満ちあふれた都市を創生することをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術都市の創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようすること。
- (2) 伝統的な文化芸術を保存し、及び継承し、並びに新たに文化芸術を創造する活動を支援するとともに、当該活動を担う人材を育成すること。
- (3) 文化芸術に関する交流を積極的に促進すること。
- (4) 文化芸術都市の創生に不可欠な文化財の保護及び活用、景観の保全及び再生その他文化芸術を振興するための環境の整備に努めること。
- (5) 文化芸術に関する活動と学術研究又は産業に関する活動との連携を促進すること。

(本市の責務)

第4条 本市は、文化芸術都市の創生には、文化芸術を創造し、享受する市民の主体的な参画が不可欠であることにかんがみ、市民と連携して、その推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、文化芸術の創造の担い手であり、かつ、これを享受する者として、京都の文化芸術が日々の暮らしの中で豊かにはぐくまれてきたことを深く認識し、これを将来の世代に継承するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第6条 本市は、文化芸術都市の創生に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策

第1節 文化芸術都市創生計画

第7条 市長は、文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創生に関する計画(以下「文化芸術都市創生計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術都市創生計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1) 文化芸術都市の創生に関する目標
(2) 文化芸術都市の創生に関する取組
(3) その他文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、文化芸術都市創生計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、文化芸術都市創生計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術都市創生計画の変更について準用する。

第2節 文化芸術都市の創生のための施策

(暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策)

第8条 本市は、暮らしの文化(京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化をいう。)に対する市民の関心と理解を深めるため、市民に対する啓発、当該文化の継承に寄与したもののがん彰その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策)

第9条 本市は、高齢者、障害者及び青少年をはじめ広く市民が文化芸術に親しむことができるようになるため、文化芸術の鑑賞及び体験の機会並びに文化芸術に関する創造的な活動の成果を発表する機会の提供、市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(子供の感性を磨き、表現力を高めるための施策)

第10条 本市は、文化芸術に対する子供の感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その他の様々な場での文化芸術に関する教育の充実、子供を対象とする公演及び展示の実施、子供による文化芸術に関する活動に対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

(伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策)

第11条 本市は、伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、及び継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するために必要な措置を講じなければならない。

(新たな文化芸術の創造に資するための施策)

第12条 本市は、新たな文化芸術の創造に資するため、当該創造に係る活動を行うものの育成、支援及び顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策)

第13条 本市は、文化芸術に関する活動と地域のまちづくりに関する活動との連携を図り、これらの活動の活性化に資するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(国内外の地域との交流を促進するための施策)

第14条 本市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受入れ、当該活動を行う者の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(国内外の人々の関心と理解を深めるための施策)

第15条 本市は、京都の文化芸術に対する国内外の人々の関心と理解を深めるため、広く世界に向けて当該文化芸術に関する情報を提供するために必要な措置を講じなければならない。

(文化財を保護し、及び活用するための施策)

第16条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、文化財を保護し、及び活用するためには必要な措置を講じなければならない。

(景観を保全し、及び再生するための施策)

第17条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、景観を保全し、及び再生するためには必要な措置を講じなければならない。

(施設の充実を図るための施策)

第18条 本市は、文化芸術に関する活動に資する施設の充実を図るために、当該施設の運営に関し専門的な知識を有する人材の確保及び育成、文化芸術の多様な表現方法に対応する当該施設の整備、当該施設相互の連携の推進その他の必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第19条 本市は、文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第20条 本市は、文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

(市民の自主的な活動を支援するための施策)

第21条 本市は、市民の自主的な文化芸術に関する活動を支援するため、当該活動に関する情報の提供、市民と共同して行う事業の実施、文化芸術に関するボランティア活動を行うものに対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

第3章 京都文化芸術都市創生審議会

(審議会)

第22条 文化芸術都市の創生に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都文化芸術都市創生審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第23条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雜則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第5項(審議会に関する部分に限る。)並びに第3章の規定は、市規則で定める日から施行する。

(平成18年5月15日規則第12号で平成18年5月16日から施行)

(経過措置)

2 前項ただし書の市規則で定める日以後最初に市長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、第24条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

5 京都文化芸術都市創生審議会委員及び政策部会委員

(1) 京都文化芸術都市創生審議会委員

	氏名	役職等
会長	池坊 専好	華道家元池坊次期家元
副会長	潮江 宏三	京都市美術館館長
委員	井上 八千代	京舞井上流家元
委員	猪木 武徳	一般財団法人国際日本文化研究交流財団理事長
委員	栗山 圭子	京都新聞社編集局文化部編集委員、論説委員
委員	佐野 真由子	国際日本文化研究センター准教授
委員	四方 恒子	京都市立芸術大学教授
委員	清水 重敦	京都工芸繊維大学大学院准教授
委員	ジョナ・サルズ	龍谷大学教授
委員	杉本 歌子	公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会学芸部長
委員	鈴木 順也	一般社団法人京都経済同友会代表幹事
委員	鈴木 晶子	京都市教育委員
委員	建畠 哲	京都芸術センター館長、多摩美術大学学長
委員	田中 誠二	学校法人大和学園理事長・学園長
委員	寺井 友秀	NHK京都放送局局長
委員	西村 朋子	市民公募委員
委員	畠 正高	株式会社松栄堂代表取締役
委員	湯浅 靖代	市民公募委員
委員	鷺田 清一	京都市立芸術大学学長
委員	藤田 裕之	京都市副市長

※敬称略

(2) 京都文化芸術都市創生審議会・政策部会委員

	氏名	役職等
部会長	佐野 真由子	国際日本文化研究センター准教授
委員	臼井 喜法	池坊短期大学教授
委員	河島 伸子	同志社大学教授
委員	栗山 圭子	京都新聞社編集局文化部編集委員、論説委員
委員	清水 重敦	京都工芸繊維大学大学院准教授
委員	北村 信幸	京都市文化市民局文化事業担当局長

※敬称略

6 第2期京都文化芸術都市創生計画策定までの経過

年月	事項	備考
平成18年4月	京都文化芸術都市創生条例施行	
平成19年3月	京都文化芸術都市創生計画策定	
平成24年3月	京都文化芸術都市創生計画を改定	
平成27年2月	京都文化芸術プログラム2020を策定	
平成28年4月	第15回京都文化芸術都市創生審議会開催 京都文化芸術都市創生審議会・第1回政策部会開催	第2期 京都文化芸術都市創生計画の策定を諮問 趣旨説明
6月	京都文化芸術都市創生審議会・第2回政策部会開催	計画の基本理念等を検討
7月	京都文化芸術都市創生審議会・第3回政策部会開催	計画の方針等を検討
8月	京都文化芸術都市創生審議会・第4回政策部会開催 京都文化芸術プログラム2020 ⁺ を策定	計画の構成等を検討
9月	京都文化芸術都市創生審議会・第5回政策部会開催	計画案を検討
11月	第16回京都文化芸術都市創生審議会 京都文化芸術都市創生審議会・第6回政策部会開催	計画案を審議
12月	第2期京都文化芸術都市創生計画案を公表	
	第2期京都文化芸術都市創生計画案に関する市民意見の募集	
平成29年2月 (予定)	第17回京都文化芸術都市創生審議会 京都文化芸術都市創生審議会・第7回政策部会開催	計画答申案を審議
3月(予定)	第2期京都文化芸術都市創生計画を策定	